

Ⅲ 平成30年度教育庁主要施策及び主要事務事業

柱	取組の方向	主要施策	主要施策項目	
知	1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実	1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上	1 小・中学校における基礎学力の定着	
			2 高等学校における学力の確実な定着	
	2 世界で活躍できる人材の育成	2 理数教育の充実	3 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実	
			4 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進	
			5 高等学校における生徒の進学希望の実現に向けた取組の推進	
			6 持続可能な社会づくりに向けた教育の推進	
			7 AI時代における教育の推進	
			8 給付型奨学金による支援	
			1 小・中学校における理数教育の推進	
			2 高等学校における理数教育の充実	
3 「使える英語」を習得させる実践的教育の推進	3 「使える英語」を習得させる実践的教育の推進	1 小学校における英語教科化の推進		
		2 中学校における英語教育の充実		
		3 高等学校における英語教育の充実		
		4 学校外における英語に触れる環境の充実		
		5 日本人としての自覚と誇りの涵養		
3 社会的自立を促す教育の推進	3 社会的自立を促す教育の推進	1 国際交流の推進		
		2 都立高校生の留学・海外大学進学への支援		
		3 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備		
		4 日本人としてのアイデンティティを備えた国際社会に生きる日本人の育成		
		4 子供たちの健全な心を育む取組	4 子供たちの健全な心を育む取組	1 人権教育の推進
				2 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進
				3 社会的・職業的自立を図る教育の推進
				4 防災教育の推進
				5 不登校・中途退学対策
		4 子供たちの健全な心を育む取組	4 子供たちの健全な心を育む取組	1 小・中学校における考え議論する道徳の推進
2 高等学校における都独自教科「人間と社会」の実施				
1 キャリア教育の推進				
2 防犯教育の推進				
3 不登校・中途退学対策				
5 体を鍛え健康に生活する力を培う	5 体を鍛え健康に生活する力を培う	1 区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援		
		2 都立学校における生徒の自立に向けた支援の取組		
		3 チャレンジスクールの拡充		
		4 フリースクール等民間施設・団体等との連携の推進		
		10 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築		
5 体を鍛え健康に生活する力を培う	5 体を鍛え健康に生活する力を培う	1 就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための取組の更なる推進		
		2 高等学校における外国人生徒に対する教育環境の整備		
		1 「いじめ総合対策【第2次】」の着実な推進		
		2 自殺予防対策に関する取組の徹底		
		3 SNS等の適正な使い方の啓発強化		
5 体を鍛え健康に生活する力を培う	5 体を鍛え健康に生活する力を培う	4 スクールカウンセラー等を活用した学校教育相談及び児童・生徒支援の一層の充実		
		5 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化		
		1 東京都独自のルール「SNS東京ルール」の着実な推進		
		1 「アクティブプラン to 2020」の推進		
		14 健康づくりの推進		
5 体を鍛え健康に生活する力を培う	5 体を鍛え健康に生活する力を培う	1 健康教育の推進		
		2 アレルギー疾患対策の推進		
		3 食育の推進		
		6 オリンピック・パラリンピック教育の推進		
		15 オリンピック・パラリンピック教育の推進		
7 教員の資質・能力を高める	7 教員の資質・能力を高める	1 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進		
		16 優秀な教員志望者の養成と確保		
		1 養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成		
		2 優秀な教員志望者の確保		
		17 現職教員の資質・能力の向上		
		1 教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実		
		2 新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上		
		3 指導教諭の活用		
		4 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進		
		5 教職員のメンタルヘルス対策等の取組の推進		
18 優秀な管理職等の確保と育成				
1 学校のリーダーを育成する支援の充実				
2 教育管理職選考制度等の改善				
8 質の高い教育環境を整える	8 質の高い教育環境を整える	19 都立高校改革の着実な推進		
		1 都立高校改革推進計画に基づく取組		
		20 特別支援教育の着実な推進		
		1 東京都特別支援教育推進計画(第二期)に基づく取組		
		21 学校運営力の向上		
		1 働き方改革を踏まえた学校運営力を向上させる取組の充実		
22 学校の教育環境整備	22 学校の教育環境整備	1 耐震化の推進		
		2 トイレ整備の推進		
		3 冷房化の推進		
		4 ICT環境整備の更なる推進		
		5 安全対策のための防犯カメラの整備		
		6 質の高い教育の推進に向けた支援等についての検討		
9 家庭の教育力向上を図る	9 家庭の教育力向上を図る	23 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実		
		1 学校と家庭の連携の推進		
24 学校と家庭が一体となった教育活動の充実	24 学校と家庭が一体となった教育活動の充実	1 学校と家庭との連携を図る取組の充実		
		25 地域等の外部人材を活用した教育の推進		
10 地域・社会の教育力向上を図る	10 地域・社会の教育力向上を図る	1 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」等の取組の充実		
		26 学校と地域社会が連携した教育活動の充実		
26 学校と地域社会が連携した教育活動の充実	26 学校と地域社会が連携した教育活動の充実	1 小・中学校における取組の推進		
		2 高等学校における取組の推進		

1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実

【施策の必要性】

児童・生徒一人一人に、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、主体的に学習できる力を培うためには、一人一人の学習における習熟の程度と課題を把握するとともに、個に応じた指導や習熟度別指導などきめ細かな指導を行うことが重要である。

また、これからの変化の激しい時代を生き抜く児童・生徒には、知識・技能の習得のみならず、他者と協力・協働しながら課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度、新たな価値を創造する力を育むことが求められる。

さらに、日進月歩で技術革新が行われる社会において、科学技術の分野で我が国が世界をリードしていくためには、理数教育の一層の充実を図り、科学技術立国日本を支える人材を育成することが必要である。

主要施策 1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上

1 小・中学校における基礎学力の定着

都独自の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を都内公立小学校第5学年児童、中学校第2学年生徒を対象に悉皆で実施する。調査の分析結果を基に、都内各小・中学校における授業改善を推進し、児童・生徒一人一人の「確かな学力」の定着と伸長を図るための学力向上施策の充実を図る。

また、小学校算数、中学校数学及び英語において「ガイドライン」に基づいた効果的な習熟度別指導、少人数・習熟度別指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。

さらに、基礎的な学習内容を習得するための教材である「東京ベーシック・ドリル」及び「同ソフト」の活用を一層推進するとともに、基礎・基本の定着を図る。

◇主要事務事業（指導部・人事部）

(1) 児童・生徒の学力向上を図るための調査

ア 「児童・生徒の確かな学力向上を図るための調査」の実施

(ア) 調査の目的

- a 都教育委員会は、児童・生徒の学力の定着状況を把握し、全都における教育施策に生かす。
- b 区市町村教育委員会は、教育課程や指導方法等に関わる自地区の課題及び解決策を明確にし、教育施策に生かす。
- c 各学校は、教育課程や指導方法等にかかわる自校の課題・解決策を明確にし、児童・生徒一人一人の学力向上を図る。

d 都教育委員会は、都民に対し、東京都の公立小・中学校における児童・生徒の学力の状況について、広く理解を求める。

(イ) 調査の内容及び実施学年

a 「学習指導要領に示されている目標や内容」の実現状況及び「読み解く力」の定着状況を把握するための内容^し悉皆調査・自校採点

小学校第5学年：国語、社会、算数、理科の4教科

中学校第2学年：国語、社会、数学、理科、英語の5教科

b 児童・生徒の学習意欲、学習方法、学習環境など学習に関する意識や生活習慣に関する内容

c 学校における指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備に関する内容

イ 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等についての説明会の開催

学力調査の意図、採点のポイント及び問題の趣旨、問題内容、並びに調査の分析方法・結果、授業改善のポイントに関する説明会を都内の全公立小・中学校等の教員及び全区市町村教育委員会の指導主事を対象に開催する。

ウ 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」報告書及び指導資料の作成・配布

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果の分析を行うことにより、課題を明らかにし、その解決策としての授業改善のポイントを明示した報告書及び授業改善のポイントを分かりやすく説明した指導資料を作成し、都内の全公立小・中学校等及び全区市町村教育委員会に配布し、学校における授業改善の具体的な取組を支援する。

(2) 「東京都学力向上施策検討委員会」の設置

東京都の学力向上施策に関する検討を行う委員会（有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表、PTA協議会の代表などから構成）を設置することにより、都教育委員会と区市町村教育委員会との連携を強化する。

(3) 都及び国の学力調査の結果を生かした「授業改善推進プラン」を活用した授業改善の推進

都内の全公立小・中学校等において、都や国の学力調査の結果及び報告書等を生かして児童・生徒の学力の実態を分析し、課題を明らかにするとともに、課題に応じた具体的な方策を示した「授業改善推進プラン」を各区市町村教育委員会の指導の下に作成し、その実施・評価・改善のサイクルの確立を図ることで授業改善の取組をより一層、充実させる。

また、各学校は、児童・生徒や保護者、地域の方々、都民に「授業改善推進プラン」を積極的に公開することで、学校教育への理解と協力を求め、学校・家庭・地域が一体となって、児童・生徒の学力向上を図る。

(4) 学校訪問の実施

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果に基づき、学力に課題のある学校へ国語、社会、算数・数学、理科、英語等を担当する指導主事がチームを編成して訪問し、指導・助言を行い、授業改善の取組を支援する。

- (5) 授業改善や学習指導に関わる先進情報の提供<メールマガジンの配信>
 児童・生徒一人一人の「確かな学力の定着と伸長」を目指して、都教育委員会が有する先進情報等を定期的に配信して、学校や教員の教育活動を支援する。
- (6) 算数・数学における習熟度別指導、英語における少人数・習熟度別指導の推進
 「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、小学校算数、中学校数学での効果的な習熟度別指導及び中学校英語での効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。
- (7) 「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトの活用
 「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトを、放課後の補習や家庭学習でも活用し、一人一人の学習状況に応じた支援の一層の充実を図る。
- (8) 学力格差解消に向けた取組
 児童・生徒の学力に課題を抱える公立小・中学校を対象に、学力向上に関する取組を活性化するために教科指導や補習などを行う教員を配置する。

2 高等学校における学力の確実な定着

生徒の学力向上を図るため、「都立高校学力スタンダード」を基に自校の学力スタンダードを作成して具体的な学習目標を明示し、指導と評価のPDC Aサイクルにより、授業を改善するなど校内で組織的・計画的な指導を行う。

また、生徒の学力定着状況を正確に把握するため、自校で作成した学力調査を実施し、学力の確実な定着に向けた繰り返しの指導を行う。

さらに、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対し、学び直し学習や自習を支援するため、「校内寺子屋」を都立高校 30 校で実施する。

あわせて、生徒が明確な目標を持ち、進路実現に努力できるよう支援するため、学力の定着等に向けた指導資料「東京リ・スタディ」を活用し、「ゆめナビプロジェクト」を推進する。

◇主要事務事業（指導部）

- (1) 「都立高校学力スタンダード」活用事業
- ア 全都立高等学校による、自校の学力スタンダードの作成及び学力スタンダードに基づく学習指導の実施
- 全都立高等学校において、「都立高校学力スタンダード」を基に自校の学力スタンダードを作成して具体的な学習目標を明示し、校内で組織的・効果的な指導を行う。
- また、指導と評価のPDC Aサイクルにより、授業改善と生徒の学力向上を図る。
- (ア) 「都立高校学力スタンダード」を参考に自校の学力スタンダードの作成及び自校の学力スタンダードのホームページへの掲載
- (イ) 学力スタンダードに基づく組織的な学習指導体制の確立

(ウ) 学力スタンダードに基づく各教科の指導計画・報告書の作成

(エ) 学力スタンダードに基づく指導と評価の実施

(オ) 各校独自の学力調査の実施と分析

イ 学力向上データベースの活用

各教科で組織的な指導を効果的に実施していくことを支援するため、「都立高校学力スタンダード」に基づいた生徒の学力の定着状況を把握するための標準問題を作成する。作成した標準問題を、各校が共通で利用することができるデータベースに登録し、各校独自の学力調査問題の作成に資する。

(ア) 教員で構成する「都立高校学力スタンダード」学力調査問題検討委員会の設置

(イ) 委託業者と共同で「都立高校学力スタンダード」に基づいた標準問題の作成

(ウ) 各校独自の学力調査結果の分析による、学力定着状況の把握、繰り返し指導の実施及び学習指導方法の改善

(2) 「校内寺子屋」の推進

ア 平成 30 年度に指定される都立高等学校 30 校の生徒個々の状況に応じた学力向上の支援

イ 外部人材による学習支援体制の構築及び管理

放課後及び長期休業日等に、外部人材を活用し、年間 120 回の学習支援を実施する。

ウ 基礎学力の定着状況の把握

(ア) 義務教育段階の基礎学力の定着状況を把握し、対象生徒を決定するための学力調査を実施する。

(イ) 対象生徒の基礎学力の定着状況を把握するため、定期的に学力調査等を実施する。

(3) 「ゆめナビプロジェクト」の推進

基礎学力の定着を重視する高等学校において、生徒が明確な目標を持ち、進路実現に向けて努力できるように支援するための研究を 10 校において試行実施する。

試行校では、生徒が意欲的に学ぶことを支援するために、教職員が一人一人の生徒の進路希望や学力の状況を共有し、組織的に指導できる体制づくりに必要な支援の在り方について研究する。

3 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実

区市町村が実施する、子供たちの安全・安心な居場所である「放課後子供教室」における体験・学習活動の取組を支援するため、コーディネーター等の研修実施や活動事例の情報収集・提供を行う。これらを通じて、地域の人材を活用した学習習慣を身に付けるための学習支援など活動プログラムの充実を図る。

また、中学生等を対象として、学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とする「地域未来塾」に取り組む区市町村を支援し、子供たちへの学習支援の機会を充実させる。さらに、モデル地区を指定して中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施する。

高等学校においては、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対し、学び直し学習や自習を支援するため、外部人材等を活用した「校内寺子屋」を都立高校 30 校で実施する。

これらの取組を通じ、基礎学力の定着が十分ではない児童・生徒に対する学習を支援し、自ら学ぶ意欲を向上させ、希望する進路実現を図るための学習環境を整備する。

◇主要事務事業（地域教育支援部・指導部）

(1) 「放課後子供教室」の促進

区市町村が実施する、子供たちの安全・安心な居場所である「放課後子供教室」における体験・学習活動等の充実に向けた支援を行う。

ア 研修機会の充実

「放課後子供教室」の運営の中核を担うコーディネーターをはじめ、教育活動サポーターやボランティア等を対象に、「地域人材の発掘・活用、子供の発達障害理解」など教室運営や子供への関わり方等をテーマとした研修機会の充実を図るなど、区市町村を支援していく。

なお、平成 29 年度は研修を 7 回実施した。

イ 情報提供の充実

学習・スポーツ・文化活動や地域住民との交流活動、学童クラブとの連携、地域人材の活用など多様な「放課後子供教室」の活用事例や、実態調査等によりまとめた「放課後子供教室」の実施状況や課題等について、放課後子供教室担当者連絡会議や都教育委員会ホームページ等を活用して情報を提供し、区市町村における「放課後子供教室」の推進を図る。

平成 29 年度は 55 区市町村 1, 186 小学校区、都立特別支援学校 11 教室で実施した。

ウ 活動プログラムの充実

次代を担う人材を育成するため、学力や体力向上等の取組を含めた、年 12 回以上の継続的・体系的な活動プログラムを実施する際に、活動プログラムを中心となって行う教育活動推進員の謝金を都独自に上乘せした補助を行う。こうした取組を通じて活動内容の充実を図る区市町村を支援していく。

(2) 「地域未来塾」の促進

ア 実施地区の拡充

関係課長会や担当者会など様々な場を通じて、事業の目的や成果について働き掛けを行うなど、区市町村における「地域未来塾」の推進を図っていく。

【平成 29 年度】 事業実施地区数 21 区市町村、事業担当者会 3 回

イ 情報提供の充実

各地区の特色的な実践事例等を収集し、広報誌等を活用した情報提供を行う。

また、多様な運営方法や効果的な運営方法の好事例についてまとめ、「(仮) 運営マニュアル」を作成し提供することで、区市町村における放課後等の学習支援の充実を図る。

(3) 「スタディ・アシスト事業」の実施

ア モデル実施

「地域未来塾」実施地区において、学習塾講師等の外部人材を活用し、中学生の進学を目的とした放課後等の学習支援をモデル実施する。

イ モデル実施の検証

進学を目的とした学習支援の効果や効果的な運営方法等について検証する。

(4) 「校内寺子屋」の推進（再掲）

ア 平成 30 年度に指定される都立高等学校 30 校の生徒個々の状況に応じた学力向上の支援

イ 外部人材による学習支援体制の構築及び管理

放課後及び長期休業日等に、外部人材を活用し、年間 120 回の学習支援を実施する。

ウ 基礎学力の定着状況の把握

(ア) 義務教育段階の基礎学力の定着状況を把握し、対象生徒を決定するための学力調査を実施する。

(イ) 対象生徒の基礎学力の定着状況を把握するため、定期的に学力調査等を実施する。

4 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進

生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付けられるよう、学校教育における質の高い学びの実現を目指す。平成 28 年度から 3 年間、アクティブ・ラーニング推進校を 15 校ずつ指定し、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った指導に関する研究及び、指導資料の開発・普及を図る。

また、探究的な学習等を用いて、主体的・協働的に学びながら、生徒一人一人に思考力・判断力・表現力を一層高いレベルで身に付けさせるとともに、物事の本質を極める知的探究力、イノベーションを巻き起こす創造力等を身に付けさせ、グローバル社会で活躍するリーダーを育成する「知的探究イノベーター推進校」事業を指定校 3 校で実施する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) アクティブ・ラーニングの推進

ア 生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付けられるよう、学校教育における質の高い学びの実現を目指すために、平成 28・29 年度に指定した「アクティブ・ラーニング推進校」30 校（第 1・2 期）に加え、新たに 15 校（第 3 期）を指定し、推進校では以下の取組を行う。

- (ア) 外部講師を招いた校内研修の実施
- (イ) 先進的に取り組んでいる高等学校や大学等の視察
- (ウ) 「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る授業実践
- (エ) 報告書の作成

イ 推進校の成果の普及を図るため、次の取組を行う。

- (ア) 「アクティブ・ラーニング推進校報告書」の作成及び全都立高等学校への配布
- (イ) 推進校の実践の成果を発表する全都立高等学校に向けた実践報告会の開催

(2) 知的探究イノベーター推進事業

ア 教育課程に関する研究

- (ア) 知的探究力、イノベーションを巻き起こす創造力を育成するための教育課程の開発
- (イ) 探究学習の充実を図るための教育課程の開発

イ 学習内容・学習方法の研究

- (ア) 探究学習における、主体的・協働的学習を通じた、高いレベルでの思考力・判断力・表現力等を育成する学習内容・学習方法の開発
- (イ) 新学習指導要領の「総合的な探究の時間」における都独自の探究的な学習「探究と創造」の開発

(3) カリキュラム・マネジメントの推進

ア 平成 29 年度に指定した 7 校の推進校が、新学習指導要領の趣旨の共有、現行教育

課程における現状と課題の分析、新たな目標の設定、教科主任会及び教科会の整備など、カリキュラム・マネジメントの実現に向けた研究開発等に取り組む。

イ 推進校の成果の普及を図るため、次の取組を行う。

(ア) 「グランドデザイン」の作成及び全都立高等学校への周知

(イ) 推進校の実践の成果を発表する全都立高等学校に向けた実践報告会の開催

5 高等学校における生徒の進学希望の実現に向けた取組の推進

難関国立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を指定し、これに中高一貫教育校 10 校を加えた 37 校を対象とし、進学対策の充実を図るために必要な支援を行う。

◇主要事務事業（都立学校教育部・指導部）

(1) 都立学校における進学指導重点校等の推進

難関国立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を指定し、これに中高一貫教育校 10 校を加えた 37 校を対象とし、進学対策の充実を図るために必要な支援を行う。

ア 進学指導重点校等の指定

(ア) 進学指導重点校 7 校（指定期間：平成 30 年度から平成 34 年度まで）

(イ) 進学指導特別推進校 7 校（指定期間：平成 30 年度から平成 34 年度まで）

(ウ) 進学指導推進校 13 校（指定期間：平成 30 年度から平成 34 年度まで）

イ 大学入試改革に向けた新しい進学指導体制構築のための支援

学校ごとの定期考査問題等を分析・評価し、各教科の取組状況（教科指導の在り方、定期考査の問題改善、結果の分析状況等）における成果や課題の抽出と改善案の提示を行う。

ウ 学習指導員による指導・助言の実施

教科指導や進学指導に関する専門的な知識を有する学習指導員を各学校に定期的に派遣し、進学指導に関わる事務や諸課題に対する指導・助言を通して、各校の進学指導事務の効率化を図る。

6 持続可能な社会づくりに向けた教育の推進

自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、児童・生徒一人一人が自らの課題として考え、解決に向けて自分ができることを考え実践できる力を育成するため、公立小・中学校及び都立学校 30 校において、見方・考え方を働かせ、主体的・対話的で深い学びを通して思考・判断・表現しながら課題解決を図る取組を行う、持続可能な社会づくりに向けた教育を推進する。

また、都内全公立学校において、環境への取組（3R（リデュース、リユース、リサイクル））について、子供たち自身が具体的な行動目標を設定し、その活動を家庭・地域と連携して継続的に推進・実践し、環境について理解を深める取組を実施する。

さらに、児童・生徒に環境保全に必要な知識を与えるとともに、3Rをはじめとする環境に配慮した行動の大切さを理解させ、その実践を促すために、都内全公立学校に「環境掲示用教材」を配布する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 持続可能な社会づくりに向けた教育の推進

持続可能な社会づくりに向けた教育推進校を 30 校指定し、自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、児童・生徒一人一人が自らの課題として考え、解決を図るために必要な力を育成するため、以下の取組を推進する。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

地域の現状や自然環境等の実態・状況を把握して解決に向けた方策を協議したり、各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせて思考・判断・表現したりして、持続可能な社会づくりに求められる資質・能力の育成を図る。

イ 組織運営の改善及び教科等横断的な取組

各教科等の指導時数や単元のねらい等を一覧にまとめた年間指導計画を作成し、全校体制で計画的に推進する。

ウ 外部人材や地域資源等の計画的な活用

(ア) 地域の専門家を講師として、地域の現状や自然環境等について講義を受け、教職員の指導力向上を図る。

(イ) 大学の専門家を講師に呼び、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進に係る指導・助言を受ける。

(2) スクールアクション「もったいない」大作戦の実施

環境への取組（3R）について、子供たち自身が具体的な行動目標を設定し、その活動を家庭・地域と連携して継続的に推進・実践する。

(3) 環境教育掲示用教材の作成・配布

3Rをはじめとする環境に配慮した行動の大切さを児童・生徒が理解するとともに、その実践を促すため、「環境教育掲示用教材」を作成し、全公立学校に配布する。

7 AI時代における教育の推進

児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けさせる学習活動を推進するため、都内公立小学校においてプログラミング教育推進校を75校指定し、指導計画や実践事例の開発・普及を図る。

その際、企業等と効果的な連携を通じた取組を促し、新学習指導要領のねらいに即したプログラミング教育を推進する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 企業等と連携したプログラミング教育の推進

ア 新学習指導要領のねらいに即したプログラミング教育の推進

教育課程全体を見渡し、児童にプログラミングを体験させながら論理的思考力を身に付けさせるために適切な学年や教科、単元などを考慮して、指導計画、実践事例の開発を行い、プログラミング教育の普及・啓発を図る。

イ 企業等との効果的な連携

プログラミング教育推進校を指定し、企業等と連携しながら、それらの教育資源を効果的に活用したプログラミング教育を推進する。公立小学校75校程度を指定する。

8 給付型奨学金による支援

家庭の経済状況にかかわらず、主体的に学校活動に取り組み、自らの未来を切り開いていく力を伸長できるよう、学校活動を通して現物給付による奨学金を支給する。

◇主要事務事業（都立学校教育部）

(1) 給付型奨学金による支援の実施

家庭の経済状況にかかわらず、誰もが学べる環境を実現するためには保護者の教育費負担の軽減が重要なことから、これまで支援のなかった生徒の意思により参加する学習活動（学習の成果を明らかにする資格試験の受験料等や学校における勉強合宿・語学合宿等への参加費等）を対象とした奨学金を現物給付することにより、生徒が希望する学習活動等への参加機会を確保する。

主要施策2 理数教育の充実

1 小・中学校における理数教育の推進

小・中学生の理数に対する資質・能力の伸長を図るため、小学生が理数に関わる研究成果を展示・発表する「小学生科学展」、科学に高い興味・関心を持つ中学生が専門家から指導を受ける「東京ジュニア科学塾」、理科・数学等の能力を競い合う「中学生科学コンテスト」を実施する。

また、地域人材、保護者、学生等のボランティアを活用した理科授業の充実、大学や企業と連携した特別プログラムの実施を通じた理科好きな児童・生徒の育成、アドバイザーの派遣による教員の指導力向上など、各地域における理科教育施策の整理・充実を支援するため、「理科教育支援推進事業」を実施する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 「小学生科学展」の実施

公立小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む。）の児童の理科・算数等に対する意欲を高めるため、理科・算数・科学技術などに関わる自由研究を展示する「小学生科学展」を実施する。

(2) 「東京ジュニア科学塾」の実施

科学に高い興味・関心がある公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。）の生徒の資質・能力を更に伸長するため、科学の専門家から指導を受ける「東京ジュニア科学塾」を実施する。

(3) 「中学生科学コンテスト」の実施

中学生の理科・数学等に対する意欲・能力を更に伸長するとともに、科学好きの中学生の裾野を広げるため、理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨させる「中学生科学コンテスト」を実施する。

(4) 理科教育支援推進事業

5地区を指定し、観察・実験の充実、関心・意欲の向上、指導力の向上、基礎学力の定着の四つの柱について、各地域における理科教育施策の整理・充実に向けた支援を実施する。

(5) 理科教育カンファレンスの実施

理科を指導する小学校や中学校等の教員が、都や国における課題や先進事例を共有するとともに、新学習指導要領の内容を踏まえた理科教育の改善、充実を図ることができるよう、会議を開催する。

2 高等学校における理数教育の充実

東京都の理数教育を牽引するために、都立高校における科学技術系人材育成の拠点として、「理数アカデミー校」に指定した都立富士高等学校・附属中学校において、中学校段階から6年間を見通した系統的な教育により、科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力などを育成する。また、「理数リーディング校」を3校指定し、新学習指導要領に向けて数学と理科の知識や技能を総合的に活用した探究活動について研究開発を行い、教科・科目の枠にとらわれない多角的・複合的な視点で事象を捉え、豊かな発想で探究的な学習を行うことを通じて新たな価値の創造に向けて粘り強く挑戦する力の基礎を培う資質と能力を育成する。

さらに理数に興味を持つ生徒の裾野を拡大するために、特色のある教育活動を実施する高等学校等24校を「理数研究校」として引き続き指定するとともに、「理数リーディング校」、「理数アカデミー校」以外の都立高校で理数に興味・関心を持つ生徒を対象に、大学等の研究施設での高度な研究活動や、先端施設の見学や研究者の講義などを行う「理数研究ラボ」を実施する。

あわせて、生徒の多様な進学ニーズに対応するため、都立戸山高等学校における、医学部等への進学を希望する生徒同士によるチームにおいて、3年間一貫した育成プログラムを実施する。

◇主要事務事業（都立学校教育部、指導部）

(1) 「理数アカデミー校」の充実

- ア 科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力、論理的思考力、科学的な感性・創造性を育成するため、生徒一人一人のテーマに基づく探究活動をカリキュラムに取り入れる。
- イ 大学や研究機関と連携した最先端の実験・講義を通して理数に秀でた生徒の能力の一層の伸長を図る。
- ウ 大学教授等の専門家からの指導により、研究内容の充実を図り、生徒の進路実現に向けた意識の明確化を図る。
- エ 科学の祭典（「科学の甲子園東京都大会」及び「研究発表会」）を通して、プレゼンテーション能力・表現力等の育成を図る。
- オ 「科学の甲子園全国大会」への出場や各種科学コンテスト等の上位入賞を目指す。

(2) 「理数リーディング校」の指定

- ア 新学習指導要領の「理数探究」で求められる数学と理科の知識や技能を総合的に活用した探究活動について研究開発を行い、教科・科目の枠にとらわれない多角的・複合的な視点で事象を捉え、豊かな発想で探究的な学習を行うことを通じて新たな価値の創造に向けて粘り強く挑戦する力の基礎を培う資質と能力を育成するため、生徒一人一人のテーマに基づく探究活動をカリキュラムに取り入れる。

- イ 大学や研究機関と連携した最先端の実験・講義を通して理数に秀でた生徒の能力の一層の伸長を図る。
 - ウ 大学教授等の専門家からの指導により、研究内容の充実を図り、生徒の進路実現に向けた意識の明確化を図る。
 - エ 科学の祭典（「科学の甲子園東京都大会」及び「研究発表会」）を通して、プレゼンテーション能力・表現力等の育成を図る。
 - オ 「科学の甲子園全国大会」への出場や各種科学コンテスト等の上位入賞を目指す。
- (3) 「理数研究校」の指定
- ア 理数に興味を持つ生徒の裾野拡大に取り組む学校を「理数研究校」として24校指定する。
 - イ 生徒が理数に関する研究を行うとともに、その成果を校内や各種科学コンテスト等で発表する。
 - ウ 科学の祭典（「科学の甲子園東京都大会」への出場及び「研究発表会」におけるパネル発表）に参加して、競技・交流を通じて互いに高め合い、理数に関する興味・関心と知識・技能の更なる向上を図る。
- (4) 理数研究ラボ事業の実施
- ア 指定校以外の学校の生徒の中から理数に秀でた生徒を発掘し、次世代の科学技術系人材となるよう育成を図る。
 - イ 大学や研究機関等と連携し、指定校以外の学校の生徒に対して、観察や実験など体験的な課題解決型学習や探究活動の機会を設け、理数に関する関心・意欲を高める。
 - ウ 週休日等を活用した通年型ラボと長期休業期間を活用した集中ラボの実施を通して、研究を進める方法を身に付けるとともに、思考力・判断力・表現力を高める。
- (5) 医学部等への進学を希望する生徒の「チーム」における育成プログラムの実施
- 生徒の多様な進学ニーズに対応するため、都立戸山高等学校において、医学部等への進学を希望する生徒同士で互いに切磋琢磨し^{せつさたくま}支え合うチームを結成し、進学指導を充実させるとともに、病院への職場見学や医療関係者との交流、大学医学部の教授による模擬授業など、医療への理解を深め医師になる志を育む、3年間一貫した育成プログラムを実施する。

<取組の方向1におけるその他の事務事業>

1 小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配（地域教育支援部・人事部）

小学校や中学校への入学直後の小1問題や中1ギャップを予防・解決するために、小学校第2学年及び中学校第1学年に対して1学級35人の学級編制を可能とする教員加配を行っている。加配対象校は、学校の実情に応じて、学級規模の縮小のほか、チームティーチングなどを選択することができる。

なお、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、小学校第1学年には35人学級編制が導入されている。

2 世界で活躍できる人材の育成

【施策の必要性】

グローバル社会でたくましく生き抜くためには、世界で通用する英語力を身に付け、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、自らの考えや意見を論理的に説明することができる能力等を育成することが重要である。

また、国際社会の一員であることを自覚した上で世界各国の人々と交流し、異なる国や地域の伝統・文化等を尊重しつつ積極的にコミュニケーションを図れるようにすること、自らの国や地域の歴史、伝統・文化等についての理解を深め、日本人であることの自覚や、郷土や国を愛し、誇りに思う心を育むことが重要である。

さらに、平成 30 年 2 月には、グローバル人材育成の目標の設定とその目標達成への手段を明確にした「東京グローバル人材育成計画 '20 (Tokyo Global STAGE '20)」を策定した。今後は、本計画を基軸としたグローバル人材の育成を着実に推進していく必要がある。

主要施策 3 「使える英語」を習得させる実践的教育の推進

1 小学校における英語教科化の推進

平成 29 年度まで実施してきた英語教育推進地域事業における成果を、区市町村教育委員会と連携して小学校に周知を行うとともに、指導主事連絡協議会や学校への訪問を通してその充実を図る。

また、平成 32 年度からの小学校英語教科化に向け、英語の専科指導教員の配置など、新学習指導要領に対応した指導体制を整備する。

さらに教員採用候補者選考において、小学校全科（英語コース）の選考を実施し、英語の 4 技能に優れた専門性の高い教員を確保する。

◇主要事務事業（指導部・人事部）

(1) 小学校における英語教科化に向けた指導体制の整備

英語専科教員の活用に係るモデル事業の成果を踏まえ、平成 30 年度は、先行的に新学習指導要領による英語の授業を行う学校のうち、22 学級以上の学校 35 校に英語の専科指導教員を配置し、それ以外の学校には英語を専門的に指導するための講師時数を措置する。

(2) 英語教育を推進する教員の採用

グローバル人材育成のための英語教育の充実を図るとともに、小学校における「英語」の教科化に向けて、教員採用候補者選考の小学校全科（英語コース）において、採用候

補者選考の受験資格に加えて中学校又は高等学校教諭の「英語」の免許状を有する者を採用する。

2 中学校における英語教育の充実

中学校英語において「東京方式少人数・習熟度別指導ガイドライン」に基づいた効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、都独自の「パフォーマンステスト」の普及・啓発を行い各学年で実施するとともに、各中学校における授業改善を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るための英語教育の充実を図る。

また、小学校英語との接続を図った中学校英語教育の先駆的な取組を推進するため、「中学校英語教育推進モデル地区」の取組を推進する。

さらに、生徒の「話す力」の向上を目指すため、中学校英語科教員を対象とした指導力向上の研修を実施する。

◇主要事務事業（指導部）

- (1) 中学校英語科授業における効果的な少人数・習熟度別指導の充実
少人数・習熟度別指導を行う中学校において、都独自で作成した「中学校英語・パフォーマンステストの実施について」を参考に各学年で実施する。
- (2) 中学校英語教育推進モデル地区
新学習指導要領実施に向け、小学校英語との接続を図った中学校英語教育の先駆的な取組を推進するため、「中学校英語教育推進モデル地区」を指定する。
- (3) 中学校英語教育検討委員会の設置
東京都の中学校英語教育の充実に向けて行う取組を検討するための委員会を設置し、新学習指導要領を踏まえた具体的な取組について検討する。
- (4) 中学校英語科教員を対象とした研修
4技能の中でも、特に発信力に関わる「話すこと」について指導方法の工夫を図るとともに、学習評価についても筆記テストだけでなく、スピーチやインタビューテスト等のパフォーマンステストや観察等を取り入れていくことができるよう、中学校英語科全教員を対象とした研修を平成29年度から平成31年度までの3か年で実施する。

3 高等学校における英語教育の充実

高校において、生徒にコミュニケーションツールとして使える英語力を身に付けさせ、国際教育の推進を図るため、引き続き全ての都立高等学校及び中高一貫教育校にJETプログラムによる外国人指導者（以下「JET青年」という。）を配置し、授業でのチーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流を促進させる。

「東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクト」（TEEP）においてJET青年を活用するなどして、学校生活の中で、生徒が日常的に英語に触れる機会の拡大に引き続き寄与していく。

また、高い英語力によるコミュニケーション能力、異文化への理解や適応力、国際貢献への意欲等を高め、将来、国際社会の様々な分野・組織で活躍できるグローバル・リーダーを育成するため、都立高等学校等における「東京グローバル10」の指定を継続する。あわせて、生徒の「使える英語力」の向上を図るため、特に「聞く」、「話す」に重点を置いたきめ細かい指導を行うなど英語教育を先導することを目的に平成28年度に指定した「英語教育推進校」40校についても、教育環境の整備などの支援を引き続き行っていく。これら、「東京グローバル10」及び「英語教育推進校」では、オンライン英会話をはじめとするICTを活用した授業や外部検定試験受験支援を行うなど、生徒の英語力の向上に向けた取組を加速させる。

さらに、平成29年12月の「東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会」の報告を受け、現在の入学者選抜で実施されていない「話すこと」の評価を今後行っていくため、課題となる事項について、具体的に検討していく。

◇主要事務事業（都立学校教育部・指導部）

(1) JETプログラムによる外国人指導者の活用

ア 都立高等学校及び中高一貫教育校にJET青年を配置し、授業でのチーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流を促進させる。

イ さらに、JET青年に対する指導力向上のための研修の実施や、JET青年を効果的に活用した授業の実践例などの共有により、英語授業の改善を図る。

(2) 「東京グローバル10」の指定継続

次代を担うグローバル人材育成に向けた学校の取組を支援するため、平成27年4月1日から3年間の期限で、都立高等学校及び都立中等教育学校10校対象に選定した東京グローバル10の指定を継続し、引き続き10校を対象に平成30年4月1日から新たに3年間指定する。

指定校は、外国人指導者の活用、生徒の英語力測定、少人数指導の充実等による生徒の英語力向上や、海外研修、海外からの受入れ等の国際交流活動、英語以外の外国語学習の充実に係る取組に対して支援を行い、意欲ある生徒の外国語力の向上を推進するとともに、積極的に国際交流を行い国際教育を一層推進し、将来、国際社会の様々な分野・組織で活躍できるグローバル・リーダーの育成を図っていく。

- ア 生徒対象オンライン英会話学習
- イ 外部検定試験による生徒の英語力調査
- ウ 音声リーディング・ソフトの活用
- エ 海外大学進学指導における情報提供等の支援等

(3) 東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクト（TEEP）の実施

学校生活の中で、日常的に英語に触れさせる機会を拡大させ、体験的に英語を使う場を提供することを目的に、TEEPを都立高等学校等 20 校で継続して実施する。具体的には、昼休みや放課後等の学校生活における様々な場面で、インターネットで配信される都独自の英語映像教材などを活用しながら、時事・社会問題をはじめ他教科で学習する内容（歴史、文化、自然科学等）などの幅広い話題に関する議論や意見交換を、英語を使ってJET青年も交えながら行う。これにより、生徒の英語を用いて積極的にコミュニケーションを図り、自らの考えや意見を論理的に説明することができる資質・能力を育成する。

(4) 「英語教育推進校」事業

「英語教育推進校」を 40 校指定し、「聞く」「話す」に重点を置いたきめ細かい指導等を行う。

ア 生徒対象オンライン英会話学習

授業において、インターネット電話サービスを活用しタブレット端末で海外の外国人講師と実際にオンラインで会話し、教科書に沿った練習や検定試験受験に向けた実践練習などを行う。

イ 外部検定試験による生徒の英語力調査

生徒の英語力を把握するために、国内で実施されている 4 技能を測ることができる外部検定試験に関して、各校 1 学年分の経費を各年度に 1 回分措置し、外部検定試験を実施する。

ウ 音声リーディング・ソフトの活用

生徒の発音とモデルの発音との差異を視覚的に示しながら発音の矯正を行うことができるソフトを授業等で活用することで、生徒の発音の向上を図る。

(5) 都立高等学校入学者選抜英語検査の改善

都立高等学校入学者選抜の英語検査において、「話すこと」の技能の評価をするに当たり、課題となる事項について、フィージビリティ調査を行うなどして検討を進める。

4 学校外における英語に触れる環境の充実

児童・生徒が英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけ作りとなる環境を整備するための体験的で実践的な学習を行う場として、「TOKYO GLOBAL GATEWAY」(TGG)を平成30年9月に開設する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 「TOKYO GLOBAL GATEWAY」(TGG)の開設

ア 施設の整備・運営を行う民間事業者と連携し、質の高い効果的なプログラムを開発する。また、平成30年9月の開設以降は、利用者の意見等を踏まえて内容の更なる改善を行う。

イ 民間事業者と連携し、施設の魅力や活用例等を分かりやすく広報すること等により、より多くの都立学校や区市町村立学校をはじめ、私立学校や都外の学校等による利用を促進する。

主要施策4 豊かな国際感覚を醸成する取組の推進

1 国際交流の推進

海外教育機関等との覚書に基づく連携や、各校のこれまでの国際交流の実績、「次世代リーダー育成道場」等の事業実績を活用し、都立学校における姉妹校交流をはじめとする海外との学校間交流を拡充する。

また、都立学校への留学生の受入れを拡充し、日本型教育や日本文化、東京の暮らしなど、東京の魅力を体感してもらう「東京体験スクール」を引き続き実施する。

さらに、様々な分野・組織で国際貢献できる人材に必要なとされる語学・異文化理解や使命感等の素養を育成するため、国際協力機構（JICA）と連携して、青年海外協力隊の派遣前訓練を基にした高校生向けプログラムを実施する。

加えて、都内全公立学校を対象に、各学校のニーズに応じてきめ細かな支援を行う国際交流コンシェルジュを創設する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 都立学校における海外との学校間交流の拡充

海外教育機関等との覚書に基づく連携や、各校のこれまでの国際交流の実績、「次世代リーダー育成道場」等の事業実績、後述する国際交流コンシェルジュの活用等により、都立学校における海外との学校間交流を拡充する。

(2) 都立高等学校等における留学生受入れの促進

海外の教育委員会等や交換留学を実施する団体等と連携し、留学生にとって訪都のインセンティブとなる魅力的な留学機会を創出するため、日本型教育の体験や日本文化・東京の暮らしなどに触れる「東京体験スクール」を引き続き実施する。

(3) 国際協力機構（JICA）と連携した国際貢献人材の育成

国際社会の一員としての自覚や、社会貢献意欲と主体的な行動力をもつ人材を育成するため、JICAと連携して、都立高校生等100名を対象とした青年海外協力隊の派遣前訓練に基づく体験研修「東京グローバル・ユース・キャンプ」を実施する。研修では、異文化理解の深化や課題解決能力向上を図るワークショップ、青年海外協力隊員との交流などを行う。

(4) 国際交流コンシェルジュの創設

交流可能先（海外の学校等）の情報の一元化や、学校からの相談対応等を行う、国際交流コンシェルジュを創設し、各学校のニーズに応じてきめ細やかな支援を行う。

2 都立高校生の留学・海外大学進学への支援

グローバル社会にあって、将来、様々な場面や分野で活躍し、日本や東京の未来を担う人材を輩出するため、都立高等学校等の生徒200名を対象として「次世代リーダー育成道場」を実施し、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神、使命感等を育成した上で海外留学を経験させる。

さらに、都立国際高等学校の国際バカロレアコースにおいて、国際バカロレアのディプロマ・プログラムによる授業を展開し、国際的に認められる大学進学資格（フルディプロマ）の取得により海外大学進学を推進する。

◇主要事務事業（都立学校教育部、指導部）

(1) 「次世代リーダー育成道場」の充実

ア 事前研修

都立高校生等が次世代を担う人材に求められる広い視野や高い英語力、チャレンジ精神、使命感などの資質や能力を身に付けるために、海外留学前に次の研修を実施する。

(ア) 講義

ビジネスや科学・文化など各界のリーダーによる講義

(イ) 英語研修

外国人講師による少人数演習、プレゼンテーション

(ウ) 日本の伝統・文化に関する学習

舞台芸術や伝統的な遊び等の体験

(エ) 日本の歴史学習

日本の近現代史に関する講義・演習

(オ) ゼミナール

個人の研究テーマに基づく調査・研究の実施及び報告書作成、班別協議、発表

(カ) 国際交流

大学等との連携による在京留学生や在京大使館職員等との交流会

イ 留学（第7期生：オセアニア地域100名、北米地域100名）

都立高校生がホームステイをしながら現地の高校に通学し、異なる文化や生活習慣の中で現地生徒とともに学校生活を送ることで、国際社会で活躍できる人材に必要な国際感覚やコミュニケーション能力を養う。

(ア) 現地高校への通学

(イ) 特別プログラム

現地企業・研究施設訪問、大学での講義聴講、地域でのボランティア活動

ウ 事後研修

研修報告会、合同研修会等において、留学で学んだことやゼミナール研究を発表することにより、留学の成果を広く周知する。

エ 啓発・発信事業

高校生の留学の機運を高めるための取組として、留学フェアやフォーラムを開催するほか、特設ウェブページの更新により、本事業の成果報告や留学に関する情報を発信する。

(2) 都立国際高等学校における国際バカロレアの取組の推進

国際バカロレアコースの生徒が、高校卒業資格と併せて、国際的に認められる大学入学資格（フルディプロマ）を取得し、海外大学への進学希望を実現できるよう、都立国際高校におけるディプロマ・プログラムの実施を支援するとともに、海外大学への進学に向けた指導の充実を図る。

また、国際バカロレアのカリキュラムに対応し、英語による授業ができる教員の養成・確保を計画的に行うことで、国際バカロレアコースの安定的な運営体制の構築を図る。

3 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備

世界に通用する人材を育成する都立高校として、国際色豊かな学習環境を整備した都立新国際高等学校（仮称）の設置準備を進める。

また、語学力や豊かな国際感覚、多様な価値観を受け入れる資質を備え、国際的に活躍できる人材を育成していくため、都立立川国際中等教育学校において、附属小学校の設置準備を進め、早い時期から帰国児童・生徒や外国人児童・生徒とともに学ぶなど、国際色豊かな学習環境を整備する。

◇主要事務事業（都立学校教育部）

(1) 都立新国際高等学校（仮称）の設置準備

都立新国際高等学校（仮称）の設置に向けて、高い語学力や豊かな国際感覚などを育成するための教育課程の検討、環境整備等を着実に進める。

(2) 都立小中高一貫教育校の設置準備

平成 34 年度の都立立川国際中等教育学校への附属小学校の新設による小中高一貫教育の実施に向けて、12 年間の教育課程や入学者決定方法の検討、環境整備等を着実に進める。

主要施策 5 日本人としての自覚と誇りの^{かん}涵養

1 日本人としてのアイデンティティを備えた国際社会に生きる日本人の育成

日本人としてのアイデンティティを備えた国際人材を育成するために、外国人と児童・生徒との様々な交流の機会を設け、互いの国の文化体験や日本の文化を紹介する経験等を行うことが大切である。

都内全公立学校で実施している「東京都オリンピック・パラリンピック教育」では、育成すべき重要な五つの資質の一つに「日本人としての自覚と誇り」を掲げ、児童・生徒に我が国の伝統や文化とその価値に対する理解を深めさせている。また都独自英語教材「Welcome to Tokyo」の活用により、日本及び東京の伝統・文化、歴史等の理解を促進するとともに、その魅力を英語で発信できる力を育成する取組を推進している。

都立高校生一人一人が、我が国の伝統芸能に親しむことを通して、我が国の伝統・文化に対する理解を深め、その内容を他者に発信していく力を養うため、平成 30 年度までに、全ての都立高等学校（全日制）、都立中等教育学校（後期課程）、希望する定時制・通信制高等学校で伝統芸能鑑賞教室を実施するよう支援する。

さらに 2020 年のオリンピック・パラリンピック競技大会及び平成 34 年度の第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会に向け、都立高等学校の文化部活動を充実させ、東京の芸術文化の魅力を全国・世界へ発信する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 都独自英語教材「Welcome to Tokyo」の活用

「Welcome to Tokyo」Beginner（入門編）、Elementary（初級編）、Basic（基礎編）、Intermediate（発展編）を都内公立学校の小学校3年生以上の児童・生徒に配布し、授業をはじめ様々な場面で活用することで、日本及び東京の伝統・文化、歴史等の理解の促進、英語によるコミュニケーション能力の伸長及び東京 2020 大会に向けた国際教育の推進を図る。

(2) 都立高等学校における伝統芸能鑑賞教室の実施

都立高等学校生が日本の伝統・文化を理解し、その内容を他者に発信していく力を身に付けるため、学校行事として伝統芸能鑑賞教室を実施する。

ア 都立高等学校全日課程及び都立中等教育学校（後期課程）及び希望する都立高等学校定時制・通信制課程に対して、3年間で1回伝統芸能を鑑賞する機会の設定

(ア) 伝統芸能を鑑賞する機会の設定

(イ) 伝統芸能に関する事前・事後アンケート調査の実施

イ 実施校における伝統芸能の情報発信

(ア) 伝統芸能を鑑賞し、感じたことについて校内で発表

(3) 都立高等学校における文化部活動の振興

ア 文化部新設推進校（仮称）及び文化部推進校（仮称）の指定

全国高等学校総合文化祭における開催部門の文化部を支援するため、新たに文化部新設推進校（仮称）及び文化部推進校（仮称）を指定し、各校における文化部活動の活性化や他校への成果の普及を支援する。

(ア) 開催部門のうち、都立学校で未設置となっている吟詠剣詩舞部を新たに設置する学校への支援

(イ) 演劇部や合唱部等、全国高等学校総合文化祭の開催部門ごとに推進校を指定し、文化部活動を支援

イ 東京都高等学校文化連盟との連携強化

全国高等学校総合文化祭の成功に向け、東京都高等学校文化連盟との連携を強化し、東京都高等学校文化連盟への加盟校の増加及び各部門の組織体制・協力体制の充実を図り、全国大会に向けた準備を推進する。

3 社会的自立を促す教育の推進

【施策の必要性】

全ての人々の人権が尊重され、互いに思いやる平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の人権尊重の精神の涵養^{かん}を図るとともに、規範意識や豊かな心を育むことが大切である。

また、子供たちの社会的自立を促すために、家庭や地域・社会との連携を図りながら、社会貢献への意識を育み、児童・生徒の自尊感情や自己肯定感等を高め、社会人、職業人として自立していくことができるようにする教育が求められる。

さらに、自然災害の発生時に、「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動し地域に貢献できる人材となれるよう、防災教育の一層の充実が必要である。

加えて、「小1問題」に適切に対応するための就学前教育の充実、グローバル化の進展に伴い、増加する外国人児童・生徒等に対する適切な支援を進めることも必要である。

主要施策6 人権教育の推進

1 人権教育の推進

国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。

◇主要事務事業（総務部、地域教育支援部、指導部）

(1) 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進

ア 研修・啓発の推進

学校教職員、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者が、同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、指導資料等の作成や研修等の事業を推進する。

(ア) 指導資料、啓発学習資料の作成

a 人権教育に関する実践的な手引として「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、学校の全教員等に配布する。

b 啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」を作成し、PTAをはじめとする社会教育関係者に配布する。また、次期教材ビデオの企画を行う。

(イ) 研修の実施

区市町村教育委員会や学校との緊密な連携の下、教職員、社会教育関係職員等に

対する研修を実施する。

(ウ) 人権教育資料センターの運営

東京都教職員研修センター内に設置する人権教育資料センターにおいて、人権教育に関する資料を収集、整備し、映像資料の閲覧、貸出しを行う等、教育関係者等の利用に供する。

イ 人権尊重教育推進校の設置

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進校を 50 校程度設置する。

ウ 研究活動の推進

人権教育の充実のため、東京の実態に即した教育内容・方法の研究を進めることを目的として、次の事業を実施する。

- (ア) 人権教育研究推進事業
- (イ) 人権教育推進のための調査研究事業
- (ウ) 東京都教職員研修センターが行う基礎的研究

主要施策 7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進

1 小・中学校における考え議論する道徳の推進

道徳教育の一層の充実を図るため、東京都が作成・配布した、『特別の教科 道徳』移行措置対応「東京都道徳教育教材集」及び「特別の教科 道徳 指導読本」の活用、「東京都道徳教育推進拠点校」（中学校）及び「東京都道徳教育モデル校」（小学校）による道徳の教科化に向けた取組を推進する。

また、各小・中学校等の組織的な推進体制及び指導体制の構築を図るため、これらの資料の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進するとともに、東京都「特別の教科 道徳」カンファレンスを実施する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 道徳の教科化に向けた取組の推進

ア 東京都道徳教育推進拠点校（中学校）の設置

平成 28 年度から設置している東京都道徳教育推進拠点校（小・中学校等）111 校のうち、中学校 58 校について設置を継続し、各区市町村における道徳の教科化に向けた先進的な取組等の普及・啓発の拠点となる学校としての研究・開発を支援する。

イ 東京都道徳教育モデル校（小学校）の設置

平成 30 年度から「特別の教科 道徳」が全面実施される小学校において、道徳科の実施はもとより、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実に資する効果的なカ

リキュラムのモデル等の普及・啓発の拠点となる学校として、小学校3校を東京都道徳教育モデル校として設置し、研究・開発を支援する。

ウ 「考え、議論する道徳」の効果的な指導事例の紹介

東京都道徳教育推進委員会が作成した「考え、議論する道徳」を実現する指導事例を都教育委員会ホームページで公開し、指導の在り方や評価の考え方等について周知を図るとともに、各学校における指導事例の活用を推進する。

(2) 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の充実

ア 東京都道徳教育教材集の作成・配布

都教育委員会が平成24年度から作成・配布している東京都道徳教育教材集「心あかるく」(小学校低学年版)、「心しなやかに」(小学校中学年版)、「心たくましく」(小学校高学年版)、「心みつめて」(中学校版)について、都内全公立小・中学校等の全ての児童・生徒に配布するとともに、道徳科はもとより、各教科や特別活動等における活用を推進し、東京の子供たちの豊かな心の育成に資する。

なお、小学校低・中・高学年版については、「特別の教科 道徳」の全面実施を受け、平成30年度から改訂に向けた検討を開始する。

イ 東京都道徳教育教材集保護者向けパンフレットの作成・配布

東京都道徳教育教材集「心あかるく」、「心しなやかに」、「心たくましく」、「心みつめて」の内容等について紹介するとともに、家庭での活用を促し、家庭における道徳教育の充実を図ることを目的として、保護者向けパンフレットを作成し、小学校新1年生及び中学校新1年生の全保護者に配布する。

ウ 『特別の教科 道徳』移行措置対応 東京都道徳教育教材集』の活用の推進

都教育委員会が平成28年3月に作成・配布するとともに都教育委員会ホームページに公開した、『特別の教科 道徳』移行措置対応 東京都道徳教育教材集』について、道徳科はもとより、各教科や特別活動等における活用を推進し、東京の子供たちの豊かな心の育成に資する。

(3) 東京都「特別の教科 道徳」カンファレンスの充実

各小・中学校等における組織的な推進体制及び指導体制の構築を図ることを目的として、東京都「特別の教科 道徳」カンファレンスを実施し、学識経験者等による講演、道徳教育推進教師による事例発表、効果的なカリキュラム作成に係る演習等を通して「特別の教科 道徳」及び学校の教育活動全体を通じた道徳教育の在り方等に関して普及・啓発する。

(4) 道徳授業地区公開講座の充実

ア 学校と家庭・地域とが一体となった道徳教育を推進することを目的として、都内全公立小・中学校等及び一部の特別支援学校において、道徳授業地区公開講座を実施する。都内全公立小・中学校等の全ての学級において、保護者・地域住民に道徳の授業を公開するとともに、意見交換会を実施し、教員・保護者・地域住民が子供たちの課題や大人の果たすべき役割等について意見交換・協議を行う。

- イ 道徳授業地区公開講座を実施する全ての学校について、開催日程を都教育委員会ホームページで公開し、広く都民への周知と参加の促進を図る。
- ウ 平成 30 年 3 月に都内全公立小・中学校等を対象に作成・配布した道徳教育に関する保護者向け DVD 教材の活用を推進し、道徳授業地区公開講座における意見交換会の内容の充実と参加者の増加を図る。
- エ 平成 30 年 3 月に都内公立小・中学校等の全教員を対象に作成・配布した道徳授業地区公開講座教員用リーフレットの活用を推進し、道徳授業地区公開講座の計画・実施、保護者向け DVD 教材を活用した意見交換会の実施例等に関する理解を深めるとともに、講座の内容の充実を図る。
- オ 区市町村教育委員会を通じての各学校からの要請に応じ、都教育委員会の指導主事等を道徳授業地区公開講座の講師として派遣し、各学校を支援するとともに、講座の充実に向けた具体的な方策等について必要に応じて指導・助言する。

2 高等学校における都独自教科「人間と社会」の実施

平成 28 年度から全都立高等学校及び都立中等教育学校において、人間としての在り方生き方に関する都独自教科「人間と社会」を設置している。これにより、道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実に照らし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力を育成する。そして、都立高校生の実態を踏まえ、養うべき道徳性や指導方法・内容について継続して研修を行う。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 都独自教科「人間と社会」の実施

「人間と社会」は道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実に照らし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力を育成することを目標とした教科であり、平成 28 年度から全都立高等学校等で実施している。各校の指導の充実のために、推進者を対象とした研修を実施するなど、必要な支援を行う。

ア 年間計画等調査の実施

平成 30 年度の実施計画について適切な指導・助言を行うため、各校における平成 29 年度の演習と体験活動の実施状況を調査し、課題を把握する。

イ 推進者研修の実施

「人間と社会」の優れた取組を共有するなどの目的として、各校の推進者を対象に年 1 回の推進者研修を実施する。

主要施策 8 社会的・職業的自立を図る教育の推進

1 キャリア教育の推進

生徒に社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成するため、全中学校で職場体験活動等の取組を実施するとともに、教師用手引書及びパンフレットの活用促進を図り、外部人材・関係機関と連携しながら法教育・租税教育等も含めた系統的なキャリア教育を推進する。

また、全都立高校において必修教科として設置している、人間としての在り方生き方に関する都独自教科「人間と社会」を中心として、高校生一人一人が社会の一員であることを自覚し、人としての生き方の指針となる様々な価値観に対する考えを深め、行動する力を育成する。

さらに、生徒に良識ある公民として必要な能力と態度を育成するために、全都立学校の図書館に主権者教育における資料として新聞（全国紙等6紙）や関連書籍等を配置する等教育環境を整え、議会制度や選挙制度等、民主主義の意義と仕組みなどを学ばせるとともに、模擬選挙等の体験学習等も用いた主権者教育を実施する。

あわせて、社会の変化と期待に応える人材の育成を推進し、生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、工業高校のデュアルシステム科設置や家庭・福祉高校（仮称）開設等に向けた検討、商業教育の改革を進め、魅力ある専門高校づくりを推進していく。

ビジネスの諸活動に適切に対応する能力と態度を育成するため、東京の産業や身近な企業等を学習する新科目の開発や、企業等と共同して教育活動を支援する組織「商業教育コンソーシアム東京」の設置などにより、ビジネスを実地に学ぶ機会を拡充する。

都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けることができるようにするため、企業やNPO等が実施する体験型学習プログラムを普通科高校で実施するとともに、専門学科高校向けのプログラムを試行的に導入する。

◇主要事務事業（都立学校教育部・地域教育支援部・指導部）

(1) 小・中学校における系統的なキャリア教育の推進

ア 区市町村教育委員会と連携し、都内全公立中学校等における職場体験活動の実施を継続するとともに、指導主事連絡協議会等において体験活動の充実に係る情報の提供や優れた事例の発表等を行い、職場体験活動のより一層の充実を図る。

イ 中学校等における職場体験の実施予定等に関する調査を実施し、都内全公立中学校等の職場体験に係る取組の状況を把握するとともに、成果や課題を抽出し、区市町村教育委員会や各学校等に情報提供を行う。また、キャリア教育に係る取組事例等について区市町村教育委員会を通じて情報収集を行い、優れた取組等について指導主事連絡協議会やメールマガジン等を通じて全都に紹介する。

ウ 青少年・治安対策本部と連携し、「中学生の職場体験都庁内推進会議」、「中学生の職場体験推進協議会」を開催して受入先の開拓や気運の醸成、更なる充実に向けた取組の方向性等について協議・検討を行うとともに、「中学生の職場体験発表会」を開催し、事業内容の周知と優れた取組の普及を行う。

エ 都内全公立小・中学校等の教員を対象として作成・配布し、都教育委員会ホームページで公開した「キャリア教育教師用手引書」（小学校版・中学校版）の活用を推進し、小・中学校等における系統的なキャリア教育の推進に向けた具体的な取組やカリキュラム作成の仕方などについて、教員の理解を深め、実践を促す。

オ 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」会員団体の教育支援プログラムの活用等、各学校における企業やNPO法人等を活用した効果的なキャリア教育の普及を支援する。

(2) 都独自教科「人間と社会」の実施（再掲）

「人間と社会」は道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実を照らし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力を育成することを目標とした教科であり、平成 28 年度から全都立高等学校等で実施している。各校の指導の充実のために、推進者を対象とした研修を実施するなど、必要な支援を行う。

ア 年間計画等調査の実施

平成 30 年度の実施計画について適切な指導・助言を行うため、各校における平成 29 年度の演習と体験活動の実施状況を調査し、課題を把握する。

イ 推進者研修の実施

「人間と社会」の優れた取組を共有するなどの目的として、各校の推進者を対象に年 1 回の推進者研修を実施する。

(3) インターンシップ事業の促進

平成 18 年度に都内国際ロータリーとインターンシップ事業に関する基本協定を締結した。平成 19 年度からは、国際ロータリーと連携したインターンシップ事業を実施するとともに、受入先の拡充を図ってきた。今後も受入先の企業の拡大及び職種が多様化を進め、都立高校生のインターンシップが円滑に行えるように支援していく。

(4) キャリア教育の年間指導計画の作成

都立高等学校におけるキャリア教育の一層の充実を図るため、各学校に基礎的・汎用的能力を踏まえたキャリア教育の年間指導計画を作成させ、学校の教育活動全体を通じて行う系統的、組織的なキャリア教育を進めていく。

(5) キャリア教育推進者への情報提供

各校の担当者に対して、高等学校進路指導資料等を通して優れた事例等についての情報提供を行い、キャリア教育推進者の資質の向上を図る。

(6) 全都立学校への全国紙配布

都立高等学校、都立中等教育学校及び都立特別支援学校高等部の図書室に全国紙等 6 紙を配置する。

- ア 生徒が現実の政治的事象に触れる機会の充実
 - イ 教員が主権者教育のための教材として活用する環境の整備
- (7) ものづくり人材等の育成に向けた取組の推進
- ア わくわくどきどき夏休み工作スタジオの実施

工業高等学校、科学技術高等学校や産業高等学校において、夏季休業日を活用して、小・中学生を対象としたものづくり教室を実施するとともに、親子でものづくりを体験できる「親子ものづくり教室」を講座に設定し、工業高校等に関する保護者向けのPR活動の充実・強化を通して、ものづくりへの興味・関心を高める。
 - イ 専門高等学校の改善
 - (ア) デュアルシステム科の拡充

産業界から評価されている「東京版デュアルシステム」を更に推進していくため、平成 30 年度に都立葛西工業高等学校及び都立多摩工業高等学校に設置したデュアルシステム科について、企業開拓や中学生・保護者への周知を支援し、地域企業と連携したものづくり人材の育成を推進する。
 - (イ) エンカレッジスクールの追加指定

ものづくりに興味・関心のある生徒の進路実現を支援し、ものづくり産業を担う人材を輩出するため、平成 30 年度から都立中野工業高等学校をエンカレッジスクールに指定した。生徒が、社会生活を送る上で必要な基礎的・基本的学力を身に付けるとともに、自らの適性を見出し、進路を選択できるよう、工業科エンカレッジスクールとしての取組を支援する。
 - (ウ) 実地に学ぶ商業教育への改革

都立商業高等学校において、実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図るため、平成 30 年度からビジネス科への学科改善を行った。ビジネス科第 1 学年の「ビジネス基礎」においては、都教委が作成する補助教材「東京のビジネス」を使用して、東京や地域のビジネスの調査・研究を実施する授業の充実を図るとともに、試行実施校の第 2 学年では企業や地域と連携した市場調査や商品企画を行う新たな学校設定科目「ビジネスアイデア」を試行実施し、各校の授業研究を支援する。
 - (エ) 商業教育コンソーシアムの推進

実地に学ぶビジネス科の教育においては、企業、地域や地元商店街等におけるフィールドワークや外部講師等の外部人材の活用が必要であり、こうした取組を円滑に進めるために企業、大学等との連携が必須であることから、平成 30 年度に設立する、連携企業等の開拓や商業高校と企業等のマッチングなど商業高校の教育活動を支援するための組織「商業教育コンソーシアム東京」の取組を推進する。
 - (オ) 家庭・福祉高校（仮称）の設置

入学者選抜の応募倍率が高い調理師を養成できる学科や、不足が見込まれる保育人材を育成する学科、超高齢社会に対応した介護人材を育成する学科を併せ持った家庭・福祉高校（仮称）の平成 33 年度の設置に向け、必要な施設・設備の整備等

について検討を進める。

- (8) 企業・NPO等と連携した都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業の実施

「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の会員団体の協力により、平成 29 年度は企業や大学、NPO等 60 団体のプログラムを都立高校（142 校）に紹介した。事前に高校と団体が打合せを行い、実施校の生徒の実情等に合わせ、プログラム内容等を調整して実施している。

また、平成 31 年度に向け、普通科高校全校及び専門学科高校 4 校で実施しているプログラムの効果等を検証し、学校のニーズ等に対応した本事業の在り方等について検討を進める。

2 防災教育の推進

発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、「防災ノート～災害と安全～」の活用を更に促進し、「親子防災体験」（小学校対象）・「防災標語コンクール」（中学校第一学年対象）を実施し、学校と家庭が一体となった防災教育の一層の充実を図る。

また、全都立高等学校において、災害時に自分の身を守りつつ地域での救援活動等に貢献できる人材を育成するために、一泊二日の宿泊防災訓練等を通じて、地域での救援活動等に貢献できる人材を育成する。全都立特別支援学校では、首都直下地震等の大規模災害が発生した際の長期にわたる避難所の運営及び校内での児童・生徒の安定した生活を確保するため、一泊二日の宿泊防災訓練を実施する。

さらに、防災への高い使命感と奉仕の精神を併せ持った防災リーダーを育成するため、都立高等学校等の生徒及び教員が東日本大震災の被災地において、復興支援ボランティアや交流活動等を行う「合同防災キャンプ」を実施する。

◇主要事務事業（指導部）

- (1) 「防災ノート～災害と安全～」の活用促進

ア 「防災ノート～災害と安全～」活用促進月間（平成 30 年 7 月から同年 9 月まで）の設定

- (ア) 小学校対象「親子防災体験」の実施

- a 都内公立小学校・義務教育学校（前期課程）・特別支援学校（小学部）の全学年で参加を希望する児童・保護者を対象
- b 親子で防災体験施設（防災館等）へ来場し、防災体験等をする「親子防災体験」を実施（防災体験施設に来場した親子には防災体験用品を配布）
- c 児童が体験後、「防災ノート」巻末ページに感想等を記入

イ 中学校対象「防災標語コンクール」

(ア) 都内公立中学校・中等教育学校（前期課程）・義務教育学校（後期課程）・特別支援学校（中学部）の第1学年の生徒を対象

(イ) 生徒が「防災ノート～災害と安全～」等を活用して標語を考え、「防災ノート～災害と安全～」に記入し各学校に提出

(ウ) 各学校で選考した優秀な作品1点について、推薦された生徒に表彰状を授与し、さらに標語記載の「のぼり旗」を配布し校内に掲示

ウ 高等学校における「防災ノート～災害と安全～」の活用と、一泊二日宿泊防災訓練等の実施

エ 特別支援学校における「防災ノート～災害と安全～」の活用と、一泊二日宿泊防災訓練等の実施

(2) 全都立特別支援学校での宿泊防災訓練の実施

首都直下型地震等の大規模災害が発生した際の、長期にわたる避難所の運営及び校内での児童・生徒の安定した生活の確保と教職員の危機管理体制を点検することを目的として、都立特別支援学校全校で一泊二日の宿泊防災訓練を行う。また、「防災ノート～災害と安全～」を活用して、参加した児童・生徒の防災意識の向上を図る。

ア 児童・生徒は、障害の状態に応じて、震災学習、備蓄品の利用体験、就寝訓練などを通じて避難所生活を体験する。

イ 教職員は、指揮命令系統の点検、保護者との連携体制の点検、地域と連携した避難所設営訓練などを学校の規模や地域の実情に応じて実施する。

ウ 事業の検証

(ア) 各学校の訓練を地域の消防署、自治会、障害者団体等に公開し、評価を得る。

(イ) 宿泊防災訓練の実施結果を集約し、都立特別支援学校全体で共有する。

(3) 「合同防災キャンプ」の実施

都立高等学校等の生徒及び教員が、東日本大震災の被災地を訪問し、復興支援ボランティアや交流活動等を実施するとともに、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する「防災士」の資格取得等を通して、奉仕の精神の涵養^{かん}や、地域防災に積極的に関わろうとする態度を育み、防災リーダーとして活躍できる人材を育成する。

ア 都立高校の生徒80名程度、教員20名程度を募集

イ 都立高校防災サミットで研修成果を発表

主要施策 9 不登校・中途退学対策

1 区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援

不登校の児童・生徒の学校復帰を支援する施設として、各区市町に設置されている教育支援センター（適応指導教室）の充実を図るため、特定の地区における重点的な取組を支援するモデル事業を確実に行う。

また、教員が児童・生徒の心身の状態を十分に理解し、より適切な働き掛けなどの対応が行えるよう、特定の地区における試案の活用実績を踏まえ、不登校対策に資する手引を作成する。

さらに、学校に通いたいが生徒には戻れない不登校児童・生徒の学びの場を確保するため、新たに不登校特例校の設置が必要であると判断した区市町村教育委員会に対し、支援を行う。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 教育支援センター（適応指導教室）の機能強化

教育支援センター（適応指導教室）の充実に向け、都が提示する複数の補助メニューの中から、あらかじめ選定した区市町が自ら選択する方式により、重点的な取組を支援するモデル事業を継続実施する。

ア 補助メニューの主な内容

- (ア) 人材の充実（若手指導員、心理職、スクールソーシャルワーカー等の人材配置）
- (イ) 指導員のスキルアップ（指導員向けの研修講師派遣や研修への参加促進）
- (ウ) 魅力ある講座の充実（遠足、宿泊型体験教室、外部人材の活用等）
- (エ) 民間教育事業者のノウハウの活用（コミュニケーショントレーニングの実施等）
- (オ) 施設整備や学習環境の充実（施設の改修、ICT機器の整備等）

(2) 新たな不登校を生まないための手引の作成

児童・生徒への適切なアセスメント手法や効果的な支援の内容・方法などを示した手引の試案を特定の地区で活用し、その実績を踏まえて手引を完成させる。

(3) 不登校特例校の設置支援

新たに不登校特例校の設置が必要であると判断した区市町村教育委員会に対し、制度に関する情報提供や文部科学省への指定申請手続きを支援するほか、学習環境の整備に向けた支援を行う。

2 都立学校における生徒の自立に向けた支援の取組

生徒が将来社会的に自立できるようにするため、就労や福祉の専門的知識や技術を有するユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を都立学校に派遣する。

「自立支援チーム」は、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校として都教育委員会が指定した学校（継続派遣校）を訪問するとともに、その他の都立学校（要請派遣校）に対しても要請に応じて訪問し、学校経営支援センターや関係機関と連携して就労や再就学に向けた支援を行う。

また、多様かつ複雑な不登校・中途退学の課題の早期解決に向け、より専門性の高いユースソーシャルワーカー（主任）の配置を順次拡大するなど、特に困難な課題を抱える生徒に対する支援体制の充実・強化を図る。

さらに、不登校の生徒や中途退学者の多い都立高等学校において、その対策の中心的役割を担う自立支援担当教員を定め、学級担任への助言、「自立支援チーム」や関係機関との連絡・調整などを行い、組織的な取組を推進する。

◇主要事務事業（都立学校教育部・地域教育支援部・指導部）

(1) 都立学校における不登校・中途退学対策

ア 継続派遣校における自立支援担当教員の指名

校長は、不登校・中途退学対策の中心的役割を担う自立支援担当教員を指名する。

イ 自立支援担当教員連絡会の実施

自立支援担当教員の資質向上を目的とした連絡会を年3回実施する。

ウ 不登校・中途退学対策に向けた校内体制の整備と「自立支援チーム」や関係機関との連携

(ア) 自立支援担当教員は、校内研修を企画し実施する。校内研修では、支援の必要な生徒・家庭への理解と対応力を深め、校内体制を構築するため、「自立支援チーム」の役割や、外部機関との連携等について周知する。

(イ) 自立支援担当教員は、「自立支援チーム」と連携したケース会議を企画し、支援が必要な生徒の情報共有、外部機関との連携・調整等を行う。

(2) 都立学校における「自立支援チーム」の取組

ア 継続派遣校を対象とした「自立支援チーム」の派遣

継続派遣校に対し、学校経営支援センターと緊密に連携しながら「自立支援チーム」のスタッフを定期的に派遣し、一人一人の生徒等に応じた支援を継続的に実施する。

イ その他の都立学校を対象とした「自立支援チーム」の派遣

継続派遣校以外の都立学校についても、学校経営支援センターと緊密に連携し、当該校からの要請に応じて「自立支援チーム」のスタッフを派遣し、生徒の状況を踏まえてきめ細やかな支援を実施する。

また、多様かつ複雑な不登校・中途退学の課題の早期解決に向け、より専門性の高

いユースソーシャルワーカー（主任）を「自立支援チーム」に新たに設け、特に困難な課題を抱える生徒に対する支援体制を充実・強化する。

ウ 関係機関とのネットワークの構築

(ア) 関係機関とのネットワークの構築

中途退学し、又は進路が決まらないまま卒業する生徒等への就労・再就学に向けた支援を効果的に行うため、関係機関との間でネットワークづくりを進める。

(イ) 学び直し支援事業の実施

都立学校への再就学（学び直し）を希望する生徒等に対し、若者支援に実績のあるNPOと連携した学習支援を行う。

3 チャレンジスクールの拡充

小・中学校で不登校経験のある入学希望者がより多く入学できるよう、チャレンジスクールの新設や規模拡大に向けた取組を推進する。

◇主要事務事業（都立学校教育部）

(1) チャレンジスクールの拡充に向けた取組の推進

ア チャレンジスクールの新設

平成 34 年度に開校予定の足立地区チャレンジスクール（仮称）及び平成 35 年度に開校予定の立川地区チャレンジスクール（仮称）について、基本計画検討委員会報告を踏まえ、設置に向けた調整を着実に進める。

イ チャレンジスクールの規模拡大

既設チャレンジスクールのうち 1 校について、平成 31 年度からの学級増に向けた条件整備を進める。

4 フリースクール等民間施設・団体等との連携の推進

不登校児童・生徒に対する支援の充実を図るため、意見交換会の開催や、文部科学省における民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究の成果を踏まえ、フリースクール等民間施設・団体等との連携を推進する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) フリースクール等民間施設・団体等との意見交換会等の実施

不登校児童・生徒に対する支援の充実を図るため、フリースクール等民間施設・団体や、文部科学省による「いじめ対策・不登校支援等推進事業」の受託者等と意見交換会を開催する。

主要施策 10 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築

1 就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための取組の更なる推進

就学前教育と小学校教育との円滑な接続及び就学前教育の質の向上について、保育・教育関係者に広く啓発するとともに、都教育委員会が作成した「就学前教育カリキュラム改訂版」等の指導資料の活用を促進する。

また、「小学校教育の現状と今後の在り方検討委員会」からの提言を受け、就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続に向けた教育課程等の具体化及び効果検証の方法等を明らかにするために、就学前教育及び小学校教育の一層の充実を図るためのモデル実施に向けた取組を展開する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実

「就学前教育カンファレンス」を開催し、就学前教育と小学校教育との円滑な接続及び就学前教育の重要性について、教育・保育関係者を対象とした講演等を通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等について更なる理解推進を図る。また、就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラム改訂版等、都教育委員会作成資料の趣旨及び内容についての啓発を図るとともに、就学前教育施設と小学校とが連携を強化し、教員等の研修を工夫・改善するなど、就学前教育と小学校教育のそれぞれが学びの連続性を踏まえた教育活動を行えるように支援する。

(2) 就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続

「幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会」を設置し、5歳児から小学校低学年をひとまとまりにした教育課程の方向性を検討するとともに、具体的な教育課程や教材・教具などについて、モデル地区と共同で研究・開発を進めていく。

2 高等学校における外国人生徒に対する教育環境の整備

都立高等学校において、日本語指導が必要な在京外国人生徒が早期に日本語を習得し、円滑な学校生活を送ることができる教育条件を提供する在京外国人生徒対象枠について、既募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえながら、今後の適切な募集規模について検討する。

◇主要事務事業（都立学校教育部・指導部）

(1) 高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒数の動向や、在京外国人生徒が居

住する地域のバランス等を踏まえながら、入学者選抜における在京外国人生徒対象募集枠が適正な応募倍率となるよう、都立高等学校における募集枠の設置や方法について検討する。

(2) 日本語指導外部人材活用事業の実施

都立学校における日本語指導が必要な外国人生徒のうち、現在学校において、日本語指導等の特別な指導を受けていない生徒を対象に、年間にわたって、外部人材派遣による個別指導を行う。

<取組の方向3におけるその他の事務事業>

1 学校における安全教育の推進（指導部）

(1) 安全教育プログラムを活用した安全教育の推進

安全教育に関する「必ず指導する基本的事項」と年間指導計画等を系統的・体系的に示した安全教育プログラムを全公立学校において活用することにより、教育活動全体で総合的に取り組む安全教育を推進する。

(2) 安全教育推進校の指定

安全教育プログラムの内容を公立学校に定着させ、幼児・児童・生徒への安全教育を一層推進するため、安全教育推進校 12 校を指定して安全教育に関する指導方法を研究し、その成果を全都に普及する。

2 東京都教育相談センターにおける不登校・中途退学者への支援（指導部）

(1) 電話相談による支援

幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供、保護者等から寄せられる教育に関する相談を受け、共に考えることで不安・悩みの軽減を図り、助言・他機関の紹介等を行う。

※ いじめ他教育に関わる相談をフリーダイヤルで 24 時間受け付けている。

(2) 来所相談による支援

教育に関する相談を受け、心理職等の職員が継続的な相談等を行い、解決に向けての支援を行う。平日 18 時までの相談時間の延長及び毎月第 3 土曜日の開所を引き続き実施する。

(3) メール相談による支援

幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供や保護者等から電子メールで寄せられる教育に関する相談について対応する。

(4) 「青少年リスタートプレイス」における支援

高等学校を中途退学した方、高等学校での就学経験のない方、進路選択を控えながらも中学校で不登校の状態にある方やその保護者の方を対象に、進路に関する情報提供や相談を行い、就学や就労に向けて支援をする。

ア リスタート登録・通信の発行

継続的な支援を希望する方には、登録（リスタート登録）を受け付け、進路に関する情報や事業案内等を定期的に発信する。

イ リスタート登録された方向け

(ア) つどい講演会の開催

不登校やひきこもりの状態にある子供の学校復帰や社会参加に資するテーマで保護者を対象に開催する（初回のみ登録不要）。

(イ) つどいグループミーティングの開催

当センターの心理職からの助言を交え、保護者同士が体験や気持ちを共有し、子供の学校復帰、社会参加に向けて話し合う。

(ウ) 就学サポートによる支援

現在どの学校にも籍がない子供本人に対して、進路に関する面接を計画的・継続的に行い、都立高校への就学に向けて個別に支援する。

ウ 進路相談会の開催（リスタート登録されていない方でも参加可能）

都立高校への就学について個別相談を行い、具体的な情報の提供により、適切な進路選択ができるよう支援する。

エ 「自立支援チーム」と東京都教育相談センターの接続

自立支援チームが関わっている生徒のうち、不登校、中途退学し進学を希望する生徒・保護者等を東京都教育相談センターへ案内する。

(5) 学校等への支援

ア 教職員等からの相談

教職員等からの幼児・児童・生徒の理解と対応や教育相談の推進等に係る相談を電話及び来所相談等で受け、その問題解決に向けて助言等支援を行う。

イ 学校等への派遣

(ア) 所員及び専門家アドバイザースタッフ（心理の専門家等）の派遣

一般訪問： いじめ、不登校、集団不適應等の未然防止及び対応のため、児童・生徒の面接及び事例検討並びに研修を行うため派遣する。

(イ) 学生アドバイザースタッフ（心理学や教育学等を学んでいる学生）の派遣

不登校や集団不適應等の改善に向けて支援するため、児童・生徒の話し相手や遊び相手として学校等に派遣する。

ウ 都立学校教育相談担当者との連携の推進

都立学校教職員の教育相談に関する資質向上及び学校の教育相談活動等の充実に向けて、都立学校教育相談担当者連絡会を開催する。

エ 区市町村教育相談機関との連携の推進

東京都における教育相談のより一層の充実、振興に資するため、教育相談主管課長連絡会や教育相談担当者連絡会を開催し、各区市町村立教育相談所（室）及び適応指導教室との連携及び協力を推進する。

4 子供たちの健全な心を育む取組

【施策の必要性】

東京都は、平成26年6月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定し、これに基づき、都教育委員会が「いじめ総合対策」を策定し、全ての学校において、学校全体による組織的な対応を推進してきた。しかしながら、全国的には、いじめによる問題や子供たちによる暴力行為、自殺など、生命に関わる重大な事案が後を絶たない現状もあり、引き続き、全教職員による組織的な取組の徹底や、子供たちや家庭に対する効果的な支援を行うことが大切である。

また、情報社会の進展に伴い、子供を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、児童・生徒が情報社会での行動に責任を持ち、情報を正しく安全に利用できるようにするとともに、情報機器の使用による健康との関わりを理解する力を身に付けさせることが必要である。

主要施策 1 1 いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化

1 「いじめ総合対策【第2次】」の着実な推進

各学校において、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等の対策や、児童・生徒の主体的な行動を促す指導を、保護者や地域・関係機関等と連携しながら組織的に行うなど、教職員研修の充実等を通して、平成29年2月に策定した「いじめ総合対策【第2次】」に示されている具体的な取組を、全教職員により確実に推進する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知の徹底

学校において、軽微ないじめも見逃さずに認知できるようにするため、研修等を通し、全ての教職員が、以下の視点に立って「いじめ防止対策推進法」に規定されている「いじめ」の定義等について共通理解を図ることができるようにする。

ア 行為を受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じている場合は、例外なくいじめに該当すると捉える。

イ 行為を受けた児童・生徒が苦痛を感じていない場合であっても、相手の行為が人権意識を欠く言動である場合などには、いじめに該当すると捉える。

ウ いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得ると認識し、いじめの件数が多いことが課題であるとの意識を払拭する。

エ 相手の行為の故意性や継続性等を含む重大性や緊急性、その行為により受けた児童・生徒の心身の苦痛の程度など、個々の状況に応じて、解決に向けた対応は異なることを理解する。

(2) 「学校いじめ対策委員会」の機能強化

あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現するため、「いじめ防止対策推進法」の規定により全ての学校に設置されている「学校いじめ対策委員会」が、以下の役割等を果たすことができるよう、機能の強化を図る。

ア スクールカウンセラーの勤務日等に合わせて定例会議を開催し、児童・生徒の状況やいじめ防止等の対策の推進状況を確認する。

イ 全教職員に対して、児童・生徒の気になる様子を漏らさずに報告するよう徹底させ、情報を集約して、定義に基づき、いじめを認知する。

ウ 認知されたいじめについて、実態に基づき、早期解決のための対応方策を協議するとともに、日々、対応の状況等を確認する。

エ いじめの対応状況等について、全教職員により情報共有ができるよう、電子データ等により記録を管理する。

オ いじめに関する授業、教職員研修、定期的なアンケート、スクールカウンセラーによる面接、児童会・生徒会の活動等、いじめの未然防止等に向けた取組を計画、推進するとともに、その成果と課題を明らかにし、改善策を提言する。

(3) 情報サイト及びアプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の活用の促進

児童・生徒が、以下に示す目的等に即して、都教育委員会が作成・開発した情報サイト・アプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」を有効に活用できるようにするため、学校における授業等を通して、周知・啓発を図る。

ア 自分がいじめを受けたとき、いじめを見聞きしたとき、いじめを行ったときなどに、どのように対処すればよいのかを考えるきっかけとする。

イ 自分がいじめを受けたとき、いじめを見聞きしたときなどに、携行しているスマートフォンなどから、24時間いつでも「東京都いじめ相談ホットライン」に相談できるようにする。

(4) 子供たちの主体的な行動を促す指導の充実

児童・生徒が、いじめの解決に向けて、自ら考え、話し合い、行動できるようにするため、以下の取組等を通して、教職員による児童・生徒への指導の充実を図る。

ア 教職員が率先して児童・生徒の良さを発見するとともに、児童・生徒同士が互いの良さを認め合うことができる学級活動やホームルーム活動を計画的に実施する。

イ 児童会や生徒会による活動を通して、児童・生徒相互の共感的な人間関係が築かれるとともに、上級生の自己肯定感を育み、自尊感情が高められるようにする。

ウ 児童・生徒が、いじめをなくすためにはどうすればよいかについて話し合う活動を通して、合意形成や自己決定ができるようにする。

エ いじめ防止に向けた児童・生徒自身の取組の推進役を担うことができるリーダー性を育成する。

オ 平成 27 年度に、都教育委員会が策定した「SNS 東京ルール」を踏まえ、児童・生徒自身が「学校ルール」や「家庭ルール」を作成することを通して、SNS を利用する際のマナーを身に付けることができるようにする。

(5) 「学校いじめ防止基本方針」の改訂及び周知・啓発

学校が、いじめ防止の取組を全教職員の共通実践の下に組織的に行われるようにするとともに、その取組について保護者や地域住民等から理解・協力を得られるようにするため、下記の取組等を通して、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。

ア 学校評価の項目にいじめ防止対策の推進状況を設定し、年度末に学校の取組の推進状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を通して、PDCA サイクルの中で検証し、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。

イ 年度当初の保護者会、「学校サポートチーム」の会議、地域自治会の会合等の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明するとともに、学校ホームページや「学校便り」に掲載して、学校の取組についての周知・啓発を図る。

2 自殺予防対策に関する取組の徹底

平成 28 年 4 月の「自殺対策基本法」に基づき、互いに尊重し合いながら生きることの意識の涵養^{かんよう}や困難な事態等における対処の仕方を身に付けさせることが、学校の努力義務として示された。

それを踏まえ、児童・生徒が自らの命を絶つことがないようにするため、学校は、家庭と協力して児童・生徒の悩みや不安を適切に把握し、関係機関等と連携してその解消に向けた支援を行うなど、組織的な取組の徹底を図るとともに、学校において、互いに尊重し合いながら生きていくことの意識の涵養^{かんよう}に加えて、困難な事態や強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けさせる指導の充実を図る。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 自殺予防のための学校の組織的対応の徹底

児童・生徒等の自殺を予防するため、以下の取組を通して、児童・生徒の様子の変化を教職員全体で把握するとともに、気になる様子が見られる児童・生徒に対しては、保護者や関係機関と連携して、当該児童・生徒の悩みや不安の解消に向けて確実な対応を行う。

ア 学期初めなど定期的に、教職員による状況観察や個人面談、悩みや不安把握のためのアンケート等を実施し、児童・生徒一人一人の様子を確認する。

イ 過去にスクールカウンセラー等に悩みや心配を訴えた児童・生徒については、定期的に相談後の状況を確認する。

ウ 児童・生徒や保護者との面談等を通して、児童・生徒の友人関係、習い事や塾等における状況、目指している進路、兄弟姉妹関係を含めた家庭における問題等、児童・生徒が現在置かれている状況を確認する。

エ 始業式後の学級指導等において、全児童・生徒に対して、悩みや不安がある場合は、教職員に相談するよう伝える。

オ 気に掛かる児童・生徒については、保護者等に連絡をして当該児童・生徒の状況を改めて確認するとともに、関わりの深い教員等が、当該児童・生徒に声を掛け、悩みや不安の解消に向けて支援していくことを伝える。

カ 心配な状況が想定される児童・生徒については、「学校サポートチーム」を活用するなどして、スクールソーシャルワーカー、子供家庭支援センター、習い事や塾の関係者、当該児童・生徒の友達の前保護者、PTA役員、地域住民、福祉・医療等を含む関係機関等の職員等と連携して、当該児童・生徒の心配や悩みの要因と考えられる負担を軽減する方策等について協議を行い、それぞれの立場から支援を行う。

(2) 全公立学校の校長を対象とした自殺予防教育連絡会の開催

校長のリーダーシップにより、学校における自殺予防の取組が意図的・計画的に実施されるようにするとともに、全ての教職員の児童・生徒の自殺予防に対する意識の向上を図るため、全公立学校の校長を対象とした「自殺予防教育連絡会」や、教職員研修センターにおける各職層別研修等を実施する。

(3) 学校における自殺予防教育充実のためのDVD教材の活用の促進

平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、全ての児童・生徒に対する自殺予防のための教育の充実を図るため、DVD教材を作成し、各学校において「SOSの出し方に関する教育」を指導計画に位置付けるとともに、授業等でDVD教材を活用できるようにする。

3 スクールカウンセラー等を活用した学校教育相談及び児童・生徒支援の一層の充実

いじめ、暴力行為、自殺等の問題行動の解決に向けて、児童・生徒を支援する体制を構築するために、教職員、保護者、その他の相談窓口等に相談しやすい環境を整備し、各学校における定期的なアンケートや面接の実施、スクールカウンセラーの活用の促進、都教育相談センター等の相談窓口の周知等と合わせて、教職員の対応力向上を目指した校内研修等の充実を図る。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 教職員研修の充実

暴力傾向の見られる児童・生徒等に対して、自分の感情を抑えることができるようにするための指導やいじめ問題に関する心理的な支援等について、スクールカウンセラーを講師とした校内研修会や事例検討会等の充実を図る。

(2) 相談しやすい環境づくりの促進

児童・生徒が、自分の不安や悩みを相談しやすい環境づくりを促進するため、いつでも誰にでも相談できる全教職員による学校教育相談体制の充実を図るとともに、定期的に、児童・生徒や保護者に対して学校以外の相談窓口を周知する。

(3) スクールカウンセラー活用事業の推進

学校におけるスクールカウンセラーを活用した教育相談の一層の充実を図るため、「スクールカウンセラー連絡会」を年間3回、配置校校長及び担当指導主事等を対象とした連絡会を年間1回ずつ開催する。

(4) 電話による相談体制の強化

いじめの早期発見や児童・生徒の心のケアの充実に向けて、電子メールによる相談に加え、電話相談窓口をより分かりやすく、かつ架電しやすくするため、これまでのいじめ相談ホットライン（フリーダイヤル・無料）と教育電話相談（有料）を一本化（フリーダイヤル・無料）し、いじめ問題等に悩む児童・生徒やその保護者等からの相談体制を強化する。

(5) SNSを活用した教育相談体制の検討

SNS等、児童・生徒たちにとって、より相談しやすい手法や体制づくりに向けて検討を行う。

4 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化

いじめ、暴力行為、自殺等の問題行動の解決と児童・生徒の健全な育成に向けて、学校、家庭、地域、警察・児童相談所等の関係機関が専門性を生かしながら役割を分担するとともに、児童・生徒に対して適切に指導や支援を行うことができるようにするため、各学校に設置されている「学校サポートチーム」の機能強化を図り、スクールソーシャルワーカー等の外部人材の活用を促進する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 「学校サポートチーム」の機能強化

いじめ、不登校、暴力行為、犯罪や非行、家庭における養育などの児童・生徒の問題行動等に対して、学校が保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力して対応できるようにするため、外部人材から構成される組織として全公立学校に設置されている「学校サポートチーム」の役割の明確化と機能の強化を図る。

(2) スクールソーシャルワーカー活用事業の推進

いじめ、不登校、暴力行為、非行や犯罪、家庭における養育などの児童・生徒の問題行動等に対して、社会福祉等の専門家の助力を得て解決を図ることができるようにするため、区市町村教育委員会へのスクールソーシャルワーカーの配置を促進するとともに、効果の上がった事例に関する情報共有等を目的とした「スクールソーシャルワーカー連

絡会」を開催する。

(3) 警察や児童相談所等の関係機関との連携の促進

ア 暴力、非行、犯罪及びこれらを伴ういじめなどの行為に対し、適切な指導により更生を図ることができるようにするため、「警察と学校との相互連絡制度」や「警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項」を踏まえ、学校は、所轄警察署に迅速に通報することにより、連携して対応できるようにする。

イ 家庭における養育に起因する課題や児童虐待が疑われる事例等に対し、適切な支援により問題の解消を図ることができるようにするため、「児童虐待防止法」等に基づき、学校は、地域の児童相談所や「子供家庭支援センター」等に迅速に通報することにより、連携して対応できるようにする。

主要施策 12 SNS等の適正な使い方の啓発強化

1 東京都独自のルール「SNS東京ルール」の着実な推進

都内全公立学校の児童・生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐために策定した「SNS東京ルール」に基づき、補助教材「SNS東京ノート」の配布・活用、推進校の指定、情報モラル講座の実施等を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた指導を更に推進する。

また、有害情報から子供を守るため、都内全公立学校を対象にネット監視を行うとともに、児童・生徒のインターネット等の利用状況調査を行い、実態を把握する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) SNS等の適正な使い方の啓発強化

ア 情報モラルに関する推進校の設置

情報モラル・情報リテラシー教育に関する取組や授業実践を行い、その成果を公開授業等により広く普及・啓発するために設置する。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等から指定する。

イ 親子情報モラル教室の実施

公立小学校 150 校程度を対象に講師を派遣し、児童とその保護者が一緒に学ぶことを目的とした親子情報モラル教室を実施する。

ウ 学習用補助教材の配布・活用

学校における学習や、学校と家庭が連携して児童・生徒に対し、SNSを適正に使用するための力を育むために、情報モラル教育を推進するための補助教材「SNS東京ノート」を配布し、活用を図る。

(2) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

ア 学校非公式サイト等の監視業務の実施

公立学校全体を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、不適切な書き込み等については緊急性・危険性に応じて対応し、都立学校・区市町村教育委員会等への情報提供やサイト管理者への削除要請を行う。

イ 児童・生徒のインターネット利用状況調査の実施

子供のインターネット利用における様々な課題が指摘されていることから、東京都の児童・生徒のインターネットの利用率や使用のためのルール策定状況、インターネット利用によるトラブル等の実態を把握する。

<取組の方向4におけるその他の事務事業>

1 東京都教育相談センターにおける相談事業の推進（指導部）

(1) 電話相談による支援（再掲）

幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供、保護者等から寄せられる教育に関する相談を受け、共に考えることで不安・悩みの軽減を図り、助言・他機関の紹介等を行う。

※ いじめ他教育に関わる相談をフリーダイヤルで24時間受け付けている。

(2) 来所相談による支援（再掲）

教育に関する相談を受け、心理職等の職員が継続的な相談等を行い、解決に向けての支援を行う。平日18時までの相談時間の延長及び毎月第3土曜日の開所を引き続き実施する。

(3) メール相談による支援（再掲）

幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供や保護者等から電子メールで寄せられる教育に関する相談について対応する。

(4) 学校等への支援

ア 教職員等からの相談（再掲）

教職員等からの幼児・児童・生徒の理解と対応や教育相談の推進等に係る相談を電話及び来所相談等で受け、その問題解決に向けて助言等支援を行う。

イ 学校等への派遣

(7) 所員及び専門家アドバイザースタッフ（心理の専門家等）の派遣

- ① 一般訪問：いじめ、不登校、集団不適應等の未然防止及び対応のため、児童・生徒の面接及び事例検討並びに研修を行うため派遣する。（再掲）
- ② 緊急支援：児童・生徒等に関わる事件・事故が発生した際に、幼児、児童・生徒、教職員及び保護者の心のケアと学校（園）における日常性を取り戻すため学校等に派遣し支援を行う。

- (イ) 学生アドバイザースタッフ（心理学や教育学等を学んでいる学生）の派遣（再掲）

不登校や集団不適應等の改善に向けて支援するため、児童・生徒の話し相手や遊び相手として学校等に派遣する。

- ウ 都立学校教育相談担当者との連携の推進（再掲）

都立学校教職員の教育相談に関する資質向上及び学校の教育相談活動等の充実に
向けて、都立学校教育相談担当者連絡会を開催する。

- エ 区市町村教育相談機関との連携の推進（再掲）

東京都における教育相談のより一層の充実、振興に資するため、教育相談主管課長連絡会、教育相談担当者連絡会を開催し、各区市町村立教育相談所（室）及び適應指導教室との連携、協力を推進する。

- (5) 学校問題解決サポートセンター

学校等からの相談又は学校等の対応への不満に関する保護者等からの相談に対して、必要に応じて専門家等からの助言を受け、公平・中立の立場で助言を行う。

なお、問題解決に向けた第三者的相談機関として、学校だけでは解決困難ないじめ等の問題について迅速かつ適切に対応する。

- ア 電話相談による支援

学校及び保護者等からの相談を受け、所員が助言をする。

- イ 専門家等からの助言

相談を受けた案件のうち、必要に応じて専門家等の助言を受け、回答する。

※ 専門家等：弁護士、精神科医、臨床心理士、警察OB、行政書士、民生児童委員代表、保護者代表

- ウ 第三者的機関としての解決策提示

当センターが学校等だけでは解決困難と判断した案件について、当事者双方の合意の下、それぞれの意見を聴取した上で、専門家等で構成するケース会議において解決策を協議し提示する。

- エ 「いじめ等の問題解決支援チーム」

いじめや児童・生徒等に関わる問題について、迅速かつ適切に対応するため、学校や教育委員会等からの相談に応じ、少人数の専門家等による「いじめ問題解決支援チーム」により、機動的かつ早期の問題解決を図る。

5 体を鍛え健康に生活する力を培う

【施策の必要性】

科学技術や高度情報化の進展に伴う生活の利便化により、日常生活における身体活動がますます減少していく時代にあつて、基本的な生活習慣を身に付け、健康や体力を保持増進していくための基礎的な能力や態度を養い、日常生活の身体活動量を増加させ基礎体力を十分に高めていくことが重要である。

また、自分自身の健康に対する関心を高め、生涯にわたつて、主体的に健康を保持増進しようとする態度を養うことも重要である。

主要施策 1 3 体力向上を図る取組の推進

1 「アクティブプラン to 2020」の推進

東京 2020 大会の開催都市にふさわしい、運動・スポーツに親しむ元気な児童・生徒を育成するために、「アクティブプラン to 2020－総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）－」に基づき、全校で体力向上に係る目標や、具体的な取組内容を定めた計画を作成して取り組むなど、子供たち一人一人の基礎体力の向上を図る。

小学校では、健康教育を中心とした体力向上、健康づくりを推進する「アクティブライフ研究実践校」を指定し、基本的な生活習慣の定着・改善に向けた取組や、成果を広く発信することを通して都全体の健康教育をより一層推進する。

また、中学校全校を「アクティブスクール」と位置付け、自校の体力の実態を踏まえて体力向上の目標や取組内容を定めた体力向上推進計画を定め、取組をより一層推進する。特に体力向上に先進的に取り組む中学校を「スーパーアクティブスクール」として指定し、具体的な取組を研究開発するとともに、成果を広く他校に発信することを通して中学生の体力向上を図る。

さらに、高等学校において「パワーアップハイスクール」を指定し、運動が苦手な生徒や運動嫌いな生徒の体力向上に向けた具体的な取組を実践するとともに、成果を他校に発信して高校生の体力の底上げを図る。

東京 2020 大会を契機とし、スポーツの全国大会や関東大会への出場を目指す都立高等学校を増加させていくため、競技力の高い運動部活動のある学校を、「スポーツ特別強化校」と指定し、都立高等学校運動部活動全体の活性化と競技力の向上を一層推進する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 東京都統一体力テストの実施

都内公立学校の全ての児童・生徒を対象とした東京都統一体力テストを実施し、児童・生徒一人一人に結果を還元し、一人一人が自ら課題をもって体力向上に取り組むことができるようにするとともに、実態把握と評価・分析に基づく授業改善を行う。また、東京都統一体力テストの調査結果を基に、新たに体力向上の目標を定め、具体的取組を行う「アクティブプラン to 2020」を、都教育委員会、区市町村教育委員会、学校が一体となって推進する。

毎年6月を「体力テスト実施月間」とし、都内の全公立学校が、4・5月に体力テストの意義や目的、学校の体力・運動能力の実態と全体的傾向、児童・生徒一人一人による目標（値）の設定、各種目の実施方法等について確実に指導した上で、東京都全体で6月に体力テストを実施する。

(2) 「一校一取組」・「一学級一実践」運動の推進

都内全ての公立学校において、体力向上に向けた具体的な取組を展開する。

(3) 中学生「東京駅伝」大会

中学校教育の一環として、中学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上、スポーツの振興及び生徒の競技力の向上を目的として、区市町村対抗の駅伝競走を実施する。

(4) コーディネーショントレーニングの地域拠点校による普及

脳と体幹を鍛えるコーディネーショントレーニングについて、実施校の一層の拡大に向けて、地域拠点校を定め、実践内容を地域に発信する。

(5) 小学校における「アクティブライフ研究実践校」の指定

小学校 20 校を「アクティブライフ研究実践校」に指定し、基本的生活習慣の定着・改善に向けた取組や栄養・運動・休養の健康三原則に係る保健指導などの具体的取組を実践研究し、優れた取組や成果を広く発信することを通して、全小学校の健康教育の充実を図る。

(6) 中学校における「アクティブスクール」の展開、「スーパーアクティブスクール」の指定

全中学校を「アクティブスクール」と位置付け、自校の目標（値）や取組内容を定めた「体力向上推進計画」を作成し、取組を強力に推進していく。

また、中学校 62 校を「スーパーアクティブスクール」に指定し、体力を向上させるための指導法等について先進的な研究開発を行い、優れた取組や成果を広く発信することを通して、全中学校の体力向上の取組の充実を図る。

(7) 高等学校における「パワーアップハイスクール」の指定

高等学校 36 校を「パワーアップハイスクール」に指定し、運動が苦手な生徒や運動嫌いな生徒の体力向上に向けた具体的な取組を実践するとともに、成果を他校に発信して高校生の体力の底上げを図る。

(8) 部活動による競技力向上

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、運動部活動による競技力向上を一層推進する。

ア 都立高校におけるスポーツ特別強化校事業

都立高校に各スポーツを強化する部活動を50部指定し、全国大会等に出場できるよう競技力の向上を一層促進する。

イ 部活動指導の民間委託事業

中学校・高校の部活動指導が教員の過重な負担となっている現状がある。顧問教諭の負担を軽減していく方策を探るため、民間事業者による専門的指導者を学校に派遣することによって、部活動の指導面の充実と顧問教諭の業務縮減に向けた事業を実施する。

ウ 高校生元気アップスポーツ交流事業

東京都と地方都市との高校生が、スポーツ等を通して交流することにより、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会への気運を互いに高め合うとともに、都立高校生が地方都市の地場産業、伝統芸能・文化、地域貢献等を体験することにより、我が国の将来を担うための資質・能力の向上を目指す。

(9) 運動部活動の振興

部活動振興基本計画を踏まえ、指導者の減少や生徒のニーズの多様化等の課題に対応していくとともに、生徒の個性・能力の伸長や社会性、生涯にわたる文化・スポーツ等に親しむ態度を育成するために、部活動の振興を図る。

ア 部活動指導員の設置

都立高等学校及び公立中学校における教員の勤務負担軽減と部活動の充実を図り、もって学校の教育体制の整備・充実に資するため、部活動指導員を設置する。

イ 運動部活動指導者講習会の開催

運動部活動の実技や事故防止等について講習会を開催し、顧問教諭の指導力向上に努める。

ウ 総合体育大会への参加

総合体育大会への参加を通して、都内中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の生徒の健全育成、健康増進及び運動部活動の振興を図る。

エ 青少年を育てる課外活動支援事業

専門的指導や高度な技術指導を必要とする部活動に対し、相応の資格や指導力を有する外部指導員を重点的に導入する。

オ 都立特別支援学校の部活動振興事業

特別支援教育の充実に資するため、都立特別支援学校の部活動に外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力を一層伸長する。

主要施策 14 健康づくりの推進

1 健康教育の推進

がん等の重要な健康課題に対応するため、各学校に指導資料等を配布するとともに、モデル授業の事例を周知してがん教育を推進する。また、性に関する現代的な課題を踏まえ、児童・生徒の正しい理解を促すため、「性教育の手引」を改訂し、性に関する指導の充実を図る。

◇主要事務事業（指導部）

(1) がん教育の充実

がん等の重要な健康課題に対応するため、文部科学省による資料等に基づいた「がん教育リーフレット」を作成・配布し、各学校での活用を促すとともに、モデル授業の事例を周知し、教員研修を実施するなどして、全公立学校におけるがん教育を推進する。また、がん教育において外部講師の活用を推進するに当たり、有識者等の意見を踏まえて連携体制の整備を図る。

(2) 性に関する指導の充実

性に関する現代的な課題を踏まえ、児童・生徒の正しい理解を促すため、有識者等の意見を踏まえて「性教育の手引」を改訂・配布し、各学校における性に関する指導の充実を図る。

2 アレルギー疾患対策の推進

学校における児童・生徒等のアレルギー疾患に関わる事故を防止するため、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」及び文部科学省発行の「学校給食における食物アレルギー対応指針」等に基づいた各学校における組織的な体制により、事故予防の取組と事故発生時の緊急対応を推進する。

◇主要事務事業（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) アレルギー疾患対策の推進

ア ガイドライン等に基づいた体制整備の推進

文部科学省監修による「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成 20 年）及び文部科学省発行の「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成 27 年）等に基づいた各学校での取組が円滑に進むよう、児童・生徒等のアレルギー疾患に対する教職員の理解と対応能力向上に取り組んできた。

平成 24 年末に都内小学校で起きた事故を受け、再発防止のため、平成 25 年度以降、都教育委員会では同ガイドラインを補完するマニュアル等の作成・配布や、研修の対

象者拡大及び実施回数増など、児童・生徒等のアレルギー事故予防と事故発生時の緊急対応の確立に向けた取組を強化している。

今後も引き続き、以下の点について重点的に区市町村教育委員会及び都立学校を支援・指導し、更なる体制の強化に向けて働き掛ける。

- (ア) 「食物アレルギー対応委員会」の設置による組織的な対応の強化
- (イ) 学校給食における食物アレルギー対応の役割分担の明確化
- (ウ) 校内研修による実践対応力の向上
- (エ) 緊急時（アナフィラキシー発症時等）における対応

(2) アレルギー疾患対応研修の実施

平成 21 年度以降、教職員等を対象に、専門医を講師とした研修を実施しており、平成 25 年度からは、全ての養護教諭とアドレナリン自己注射薬を携帯する児童・生徒の担任教諭、学校栄養職員等を対象として研修を実施している。平成 27 年度からは管理職を対象とした研修も開催している。平成 30 年度も研修を継続していくとともに、校内研修を推進する。

3 食育の推進

児童・生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を送るとともに、食を通して地域の産業や文化への理解を深めることができるよう、教科等間の連携を図りながら「生きた教材」として学校給食を活用した食育を推進する。また、食育推進チームの設置、栄養教諭や食育リーダーを中心とした校内指導体制の整備を行うとともに、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うために栄養教諭の配置を拡大し、食育の更なる推進を図る。

◇主要事務事業（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 食育の推進

ア 食育を推進する体制の整備

学校における食育を推進させるため、食育推進チームの設置、栄養教諭及び食育リーダー等を中心とした校内体制の整備について、調査等を行い、促進する。

イ 栄養教諭の配置による食育の推進

(ア) 栄養教諭の配置

平成 20 年度から各地区に栄養教諭を計画的に配置している。さらに、平成 25 年度からは複数配置を開始し、食育の推進を図っている。

栄養教諭は、配置地区内の各学校の食育リーダーを支援することで、地区全体の食育を推進する役割を担っている。食育リーダーへの指導・助言を充実し、教科等間の連携を図りながら「生きた教材」である学校給食を活用した食育を一層推進するため、栄養教諭の配置を拡大する。

(イ) 地場産物を活用した食育の実践研究

地域の自然や文化、地域の食に係る産業、自然環境の恵沢に対する児童・生徒の理解の増進を図るには、学校給食に地場産物を活用した食育が有効である。

栄養教諭は、配置地区で継続して地場産物を活用した食育の実践研究を行い、地区全体の食育の充実を図る。

研究内容

- ・地域生産者との連携
- ・地場産物を活用した学校給食のメニューの作成
- ・地場産物を活用した「食に関する指導の全体計画」の作成
- ・生産体験学習など地域に密着した食育の実践

ウ 学校給食における地産地消

農地のない都心部の学校においても地場産物を活用した食育や地産地消を行えるようにするため、関係諸機関と連携を図り、学校給食において、島しょを含めた東京産の水産物や地場産野菜の活用を推進する。

6 オリンピック・パラリンピック教育の推進

【施策の必要性】

東京 2020 大会を、子供たちの人生にとってまたとない重要な機会と捉え、オリンピック・パラリンピック教育を全校で展開することを通して、東京都の児童・生徒の良いところを更に伸ばし、弱みを克服する取組を推進し、国際社会に貢献し、東京、そして日本の更なる発展の担い手となる人材を育成していくことが求められる。

また、東京 2020 大会の経験を通じ、その後の人生の糧となるような掛け替えのないレガシーを子供たち一人一人の心と体に残していくことが重要である。

主要施策 15 オリンピック・パラリンピック教育の推進

1 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進

子供たち一人一人の心と体に人生の糧となるようなレガシーを形成するため、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針（平成 28 年 1 月策定）に基づき、都内全ての公立学校でオリンピック・パラリンピック教育を推進する。各学校においては、本教育を通常の教育活動に関連付け、年間 35 時間程度を目安として学校全体で組織的・計画的に展開する。

本教育では、共生社会形成のために必要となる五つの資質（ボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚）を重点的に育成するために、「東京ユースボランティア」、「スマイルプロジェクト」、「夢・未来プロジェクト」、「世界ともだちプロジェクト」の四つのプロジェクトを推進し、特に、ボランティアマインド、障害者理解、豊かな国際感覚の三つの資質を重視する。

また、本教育の成果が、東京 2020 大会以降も持続するための仕組みづくりとして、東京ユースボランティア・バンクの充実、パラスポーツ指導者講習会の継続実施、大使館等との連携の拡大などを推進していく。

◇主要事務事業（指導部）

(1) オリンピック・パラリンピック教育の全校展開

「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針（平成 28 年 1 月策定）に基づき、都内全ての公立学校でオリンピック・パラリンピック教育を推進する。各学校においては、本教育を通常の教育活動に関連付け、年間 35 時間程度を目安として学校全体で組織的・計画的に展開している。

本教育では、共生社会形成に必要となる五つの資質を重点的に育成するために、「東京ユースボランティア」、「スマイルプロジェクト」、「夢・未来プロジェクト」、「世界ともだちプロジェクト」の四つのプロジェクトを推進する。平成 30 年度は、特に、ボランティアマインド、障害者理解、豊かな国際感覚の三つの資質の育成を重視していく。また、今後、本教育が東京 2020 大会以降も継続した取組となるための仕組みを構築していく。

(2) 東京ユースボランティアの拡充

児童・生徒の発達段階に応じて、主体的・自主的なボランティア活動を支援する「東京ユースボランティア・バンク」の計画的・継続的な活用を推進する。

(3) パラスポーツ指導者講習会・パラスポーツ交流大会の実施

ア 障害者スポーツの理解促進と普及啓発を図るため、パラスポーツ指導者講習会を前年度より拡大開催するとともに、パラリンピック競技応援校の指定（20 校）や、東京都公立学校パラスポーツ交流大会を開催する。

イ 障害者スポーツ等を通じた体育的活動や交流活動の充実を図るため、都立特別支援学校のスポーツ教育推進校を全校（57 校）に拡大して指定する。さらに、全国大会や国際大会で活躍できる選手を育成するための指定校を 8 校指定する。

(4) 世界ともだちプロジェクトの拡大

児童・生徒の豊かな国際感覚の醸成に向けて、大使館や地域の留学生、在京外国人、インターナショナルスクール等との具体的な交流を推進する。

(5) オリンピック・パラリンピック教育アワード校の顕彰

優れたオリンピック・パラリンピック教育を展開した学校を顕彰し、気運の醸成を図るとともに、その取組内容や成果を広く発信することで、各学校での取組の一層の促進を図る。

(6) オリンピアン・パラリンピアン等の学校派遣の実施

オリンピアン・パラリンピアン等を学校に派遣し、オリンピアン・パラリンピアン等との交流や競技体験を通じ、児童・生徒がスポーツや運動により一層親しむとともに、アスリートの考え方や生き方に触れることにより、自己実現に向けての努力や困難に立ち向かう意欲を培う。

(7) スクールアクション「もったいない」大作戦の実施（再掲）

環境への取組（3R）について、子供たち自身が具体的な行動目標を設定し、その活動を家庭・地域と連携して継続的に推進・実践する。

(8) 被災地等との連携によるパラスポーツ交流体験

修学旅行等で東京を訪れる被災地等の中学生と都内の中学生が、パラスポーツを一緒に体験するなどの交流を通して、他者を尊重し、共に認め合う心を培う。

7 教員の資質・能力を高める

【施策の必要性】

教員の大量退職、大量採用によってベテラン教員の指導経験やノウハウが継承されにくい状況がある中、新規に採用される教員に対し、豊かな人間性と組織人としての責任感・協調性、実践的な指導力や社会性等を育成することが求められる。

また、東京都の教育に求められる教師像にふさわしい人物を継続的に確保するとともに、新たな教育課題に的確に対応するため、選考内容・方法の改善に継続的に取り組むことが必要である。

さらに、教員全体の資質・能力の向上を図り、教員の成長を学校全体の教育力向上につなげるため、教員経験、職層等に応じた現職教員の育成、管理職としての資質・能力を有する人材の計画的な育成が必要である。

主要施策 16 優秀な教員志望者の養成と確保

1 養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成

豊かな人間性と実践的な指導力を兼ね備えた人材を学生の段階から養成するため、東京教師養成塾では、教員を養成している大学や学校経営支援センター、区市町村教育委員会及び各指定校と連携し、実践的な指導力、社会の課題を的確に捉え課題を解決する力、教師としての使命感等の資質・能力が身に付けられるよう育成する。

教職大学院連携事業では、将来の学校教育の中核となり得る優秀な新人教員を確保するため、高度な教員養成機関である教職大学院との連携を充実させ、大学学部段階では身に付けることができない実践的、専門的な知識・能力を身に付けさせるよう育成する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 「東京教師養成塾」の充実

東京の公立小学校及び特別支援学校の教員を志す都内及び近県に所在する大学の4年生等を対象に、特別教育実習、教科等指導力養成講座、体験活動の3講座を実施し、教育に対する熱意と使命感を高め、豊かな人間性と実践的な指導力を兼ね備えた人材の養成を目指す。

ア 目指す教師像

- (ア) 社会の変化や子供・保護者の願いを的確に捉え、実践的指導力や企画力を高める教師
- (イ) 幅広い教養を身に付け、総合的な見地から課題解決に当たり、学校教育を創造する教師

- (ウ) 地域や社会貢献の活動に取り組み、自らの視野を広げ、子供に夢や感動を与え、将来への展望を切り拓く教師

イ 実施講座

(ア) 特別教育実習

各塾生が配置される教師養成指定校での年間 40 日以上の教育実習や、異校種又は異なる障害種別の授業参観等を通して、実践的な指導力や柔軟な対応力を身に付ける。

(イ) 教科等指導力養成講座

教科等の専門性や指導技術の向上及び学級経営における実践的な指導力等を身に付けるとともに東京都の教育課題や施策の理解を深める。

(ウ) 体験活動

企業及び公益財団法人等での 3 日間の就業体験を実施し、社会人としての責任ある態度を身に付ける。

(2) 教職大学院との連携の充実

ア 目的

都教育委員会は、都内五つの教職大学院（創価大学・玉川大学・帝京大学・東京学芸大学・早稲田大学）と協定を締結し、実践的な指導力を身に付けた新人教員を養成・確保する。

イ 教職大学院との連携の内容

優れた新人教員の養成を期して、教職大学院との連携を実施するに当たり、以下の内容で大学と協定を締結している。

また、都教育委員会と教職大学院との円滑な連携を図るため、「都教育委員会と教職大学院との連携協議会」を設置するとともに、都教育委員会が提示した「共通に設定する領域・到達目標」のシラバスへの反映状況を確認するため、五つの教職大学院での授業及び連携協力校における指導状況を評価している。

<主な協定内容>

- (ア) 教育委員会は、連携する都内五つの教職大学院に「共通科目」及び「学校における実習」の「共通に設定する領域・到達目標」を示す。各教職大学院は、この「到達目標」をカリキュラムに位置付け、シラバスを作成し指導する。
- (イ) 各教職大学院の要望により、都内公立学校を連携協力校に指定し、これを提供する。
- (ウ) 東京都の教員としての資質・能力を有するものとして推薦のあった者について、教員採用候補者選考の特例を設ける。

2 優秀な教員志望者の確保

優秀な教員の確保を図るため、教員採用候補者選考における受験者数の確保及び質の向上に向けた取組を一層推進する。

さらに、グローバル人材育成のための英語教育の充実と平成32年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、英語の4技能に優れた専門性の高い教員を確保する。

◇主要事務事業（人事部）

(1) 優秀な教員志望者の確保

ア 地方会場における選考

日本全国から優秀な教員を確保するために、東京都内のほか、地方に複数の選考会場を設け採用候補者選考を実施する。

イ PRの拡充・拡大

東京都公立学校教員の採用情報を広く周知するため、ホームページ、メールマガジン及びツイッターで配信する。

また、現職教員を「教員採用ナビ」として委嘱し、地方説明会等において、パネリストとして派遣する等、積極的に活用し、教育志望者に対して、東京都の教育や学校の魅力を様々な機会を通じて伝えていく。

さらに、東京都公立学校教員の志望者を対象に、東京都の教員としてのやりがいや授業づくりの実際等、「教員採用ナビ」をはじめ経験豊富な現役の教員と直接対話できる個別相談会を開催する。

ウ 教員採用候補者への支援

教員採用候補者が採用後に教員としての職務を円滑にスタートできるよう、合格者専用ホームページに服務や情報セキュリティ、教育職員免許状等に係る知識をeラーニングにより習得することができる環境を引き続き整備する。また、教員になるに当たって知っておくべき情報を採用前に提供する、「採用前実践的指導力養成講座」の動画配信を行う。

エ 英語教育を推進する教員の採用（再掲）

グローバル人材育成のための英語教育の充実を図るとともに、小学校における「英語」の教科化に向けて、教員採用候補者選考の小学校全科（英語コース）において、採用候補者選考の受験資格に加えて中学校又は高等学校教諭の「英語」の免許状を有する者を採用する。

オ 理科教育を推進する教員の採用

小学校における理科教育を充実するため、教員採用候補者選考の小学校全科（理科コース）において、採用候補者選考の受験資格に加えて中学校又は高等学校教諭の「理科」の免許状を有する者を採用する。

カ 国際貢献活動経験者の採用

グローバル人材を育成するための教育をより効果的なものとするため、教員採用候補者選考において、国際協力機構（JICA）の青年海外協力隊等への派遣経験者（国際貢献活動経験者）を対象とした特別選考を実施する。

主要施策 17 現職教員の資質・能力の向上

1 教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実

東京都公立学校の若手教員に必要とされる基礎的知識・技能の着実な定着と資質の向上を目指し、教諭としての使命感、幅広い知見、実践的指導力を得させるため、3年間で若手教員を系統的に育成することを目的として、東京都若手教員育成研修を実施する。

また、教育公務員特例法の改正や新学習指導要領全面実施に向けての対応等を踏まえ、管理職候補者研修等の職層研修、東京都若手教員育成研修等の年次研修、東京教師道場等のリーダー養成研修、教員の専門性を高める研修である教科等・教育課題研修について、内容の充実を図る。

さらに、産休・育休中の教員、島しょ地区の教員など教職員研修センターで実施する研修の受講が困難な教員に対し、最新の教育情報や喫緊の教育課題とその解決の方策などを提供して、円滑な職場復帰や自己啓発を促すことを目的に研修動画を配信する。

あわせて、教員が教職生活全体を見直し自らのキャリアを形成し、資質・能力の向上を図るための研修計画を設計するため、各教員が研修履歴等を確認できる「マイ・キャリア・ノート」に様々な教育情報を掲載するなどして、一層の活用・充実を図る。

加えて、通所による研修の質的な向上を図り、研修受講者が主体的に視聴できる動画を制作するとともに、研修のライブ配信を試行的に実施する。

◇主要事務事業（指導部・人事部）

(1) 教員経験に応じた教員研修の充実

ア 東京都若手教員育成研修に期待される成果

(ア) 採用から3年間で、東京都教員人材育成方針に示された教員に求められる基本的な四つの力である「学習指導力」、「生活指導力・進路指導力」、「外部との連携・折衝力」及び「学校運営力・組織貢献力」を育成する。

(イ) 1年次(初任者)研修では、教育公務員特例法第23条に基づき、教員に求められる基本的な四つの力である「学習指導力」、「生活指導力・進路指導力」、「外部との連携・折衝力」及び「学校運営力・組織貢献力」における基礎的・基本的な資質・能力の育成を図る。

(ウ) 2年次研修では、教員に求められる基本的な四つの力のうち「学習指導力」と「生活指導力・進路指導力」を中心とした実践的な指導力の促進を図る。

- (エ) 3年次研修では、教員に求められる基本的な四つの力のうち「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」の課題解決・対応力の伸長を図る。
- (オ) 四つの力の各項目について、行動指針としての到達目標を設定し、そのために必要な研修項目や方法、具体的な研修内容を年間シラバスとして策定し、一定基準の力量を形成する。
- (カ) 各年次に応じた到達目標に対して、年間2回の自己診断を実施することで、自己の課題を認識し改善に努める。また、課題を管理職及び指導教員も確認し、個別課題を解決していくなど、きめ細かい育成を可能にする。

イ 東京都若手教員育成研修の研修体系

- (ア) 1年次(初任者)研修
 - a 校内における研修 180 時間
授業に関する研修 120 時間、授業以外の研修 60 時間
 - b 校外における研修
教育センター等における研修 半日を 10 回、宿泊研修 2 泊 3 日、課題別研修 半日を 6 回
- (イ) 2年次研修
 - a 校内における研修 30 時間
授業に関する研修 15 時間、授業以外の研修 15 時間
 - b 校外における研修 半日を 3 回
- (ウ) 3年次研修
 - a 校内における研修 30 時間
授業に関する研修 10 時間、授業以外の研修 20 時間
 - b 校外における研修 半日を 2 回

ウ 教育公務員特例法の改正や新学習指導要領全面实施に向けての対応

教育公務員特例法の改正や新学習指導要領全面实施に向けての対応等を踏まえ、管理職候補者研修等の職層研修、東京都若手教員育成研修、中堅教諭等資質向上研修等の年次研修、東京教師道場等のリーダー養成研修及び教員の専門性を高める研修である教科等・教育課題研修について、適切に実施する。

(2) 産休・育休中の教員等に対する動画配信の実施

産休・育休中の教員、島しょ地区の教員など教職員研修センターで実施する研修の受講が困難な教員に対し、最新の教育情報や喫緊の教育課題とその解決の方策などを提供して、円滑な職場復帰や自己啓発を促すことを目的に、教員研修の動画を配信する。

(3) 全教員の研修履歴自己管理システム「マイ・キャリア・ノート」の活用・充実

ア 目的

教員が教職生活全体を見通し自らのキャリアを形成するため、研修履歴等を確認し、資質・能力向上のための研修計画を設計する。

また、校長が人材育成の観点から「マイ・キャリア・ノート」を活用し、自律的に

学ぶ姿勢をもつ教員を育成するとともに、将来の管理職候補者等を発掘する。

イ 対象者

東京都公立学校全教員 約 64,000 名（管理職を含む。）

ウ 「マイ・キャリア・ノート」の主な内容

(ア) 教員経験年数、教科等の専門性に応じた情報提供

- a 自動表示される研修受講履歴、教員経験年数に対応した年次研修及び専門とする教科等に応じた教科等・教育課題研修の案内と研修申込・研修受講状況確認機能
- b 教員経験年数及び年齢に対応して自動表示される受験可能な各種昇任選考の案内

(イ) 生涯にわたって学び続ける教員の支援

- a 今後の研修計画及び昇任選考受験予定を入力することにより、自己の研修計画等を可視化
- b 大学院派遣要項等や各研究団体ホームページとリンクさせ、更に学び続ける教員の支援
- c 各種昇任選考要綱、「管理職ロールモデル集」等のリーフレットの常時掲載により、キャリアアップを志す教員の発掘・支援
- d e-ラーニング機能、研修動画等のコンテンツを活用・充実させ、教員の自己啓発等の支援

(ウ) 管理職の人材育成の支援

- a 管理職による所属教員の「マイ・キャリア・ノート」の確認
- b 教員との面談時に、「マイ・キャリア・ノート」を活用し、計画的な人材育成を実施

(4) 研修動画の制作・WEBによる配信

通所による研修の質的な向上を図り、研修受講者が主体的に視聴できる動画を制作するとともに、研修のライブ配信を試行的に実施する。

2 新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上

都内の公立中・高等学校の外国語（英語）科指導の質的向上を図るため、外国語（英語）科教員の海外派遣研修を実施する。あわせて、平成 32 年度からの小学校での英語教科化を円滑に実施するため、小学校全科教員の海外派遣研修を実施する。また、パフォーマンステストの普及・啓発を行うとともに、生徒の「話す力」の向上を目指すため、中学校英語科教員を対象とした研修を実施する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 外国語（英語）科教員等の海外派遣研修

外国語（英語）科教員の海外派遣研修を実施する。併せて、平成 32 年度から全面実施される小学校での英語教科化を円滑に実施するため、小学校全科教員の海外派遣研修を実施する。

(2) 中学校英語科教員を対象とした研修

中学校英語科の教員が、4 技能の中でも、特に発信力に関わる「話すこと」について指導方法を工夫するとともに、学習評価についても筆記テストだけでなく、スピーチやインタビューテスト等のパフォーマンス評価や観察等を取り入れていくことができるよう、中学校英語科全教員を対象とした研修を平成 29 年度からの 3 か年で実施する。

3 指導教諭の活用

教員全体の「プロ意識」の涵養^{かん}や能力・専門性の向上を図るため、学習指導において高い専門性と優れた指導力を有する指導教諭の任用を、平成 25 年度から都立学校で、平成 26 年度から区市町村立学校で開始し、拡充を図っている。指導教諭の活用により、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出すとともに、都内公立学校全体の指導力を高めていく。

◇主要事務事業（人事部）

(1) 指導教諭の計画的任用

区市町村教育委員会及び東京都学校経営支援センターとの連携を図り、公立学校における指導教諭の計画的な任用を行っていく。

(2) 指導教諭の活用

都教育委員会は、各都立学校における指導教諭を活用した O J T の取組状況を把握し、指導教諭の更なる活用に向けた指導・助言を行う。また、小・中学校においても区市町村教育委員会を通じて各学校における O J T の取組状況を把握するとともに、指導教諭を活用した授業力向上に向けた取組を進めていく。

4 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進

平成 26 年 1 月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一扫するための取組を推進する。経験年数や職層に応じた体系的な研修や、服務事故再発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを実施する。

また、体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象として、「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。

さらに、実際の指導事例を映像化したDVDを服務事故防止月間等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた共通認識を深める。

あわせて、体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問教諭や外部指導員を対象とする指導者講習会を開催するとともに、東京都「Good Coach 賞」により、優れた指導を実践した顧問教諭を顕彰する。

◇主要事務事業（都立学校教育部・指導部・人事部）

(1) 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進

ア 平成 26 年 1 月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一扫するための取組を推進する。経験年数や職層に応じた体系的な研修や、服務事故再発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを実施する。また、体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象として「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。

イ 体罰等の定義やガイドラインに基づき、実際の指導場面を映像化したDVDを、服務事故防止月間等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた共通認識を深める。

ウ 体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問教諭や外部指導員を対象とする指導者講習会を開催するとともに、東京都「Good Coach 賞」により、優れた指導を実践した顧問教諭を顕彰する。

エ 体罰等の実態を的確に把握するため、引き続き体罰等実態調査を実施する。

5 教職員のメンタルヘルス対策等の取組の推進

教職員の精神的健康の保持向上を促進するため、新規採用教員を対象とした個別のカウンセリング、新任副校長を対象とした「副校長ベーシックプログラム」や、ストレスチェック等を実施し、「早期自覚」、「早期対処」の予防策に重点を置いたメンタルヘルス対策の充実を図る。

精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰及び再休職の防止を図るため、引き続き、「リワークプラザ東京」を活用し「所属学校における職場復帰訓練」を中心とする復職に向けた支援を実施する。

◇主要事務事業（福利厚生部）

(1) 教職員のメンタルヘルス対策

ア 早期相談体制の充実

精神の不調を覚えた段階で、土曜日及び日曜日に、周りの目を気にすることなく医療機関ではない場所で相談できるよう、区部と多摩地区にそれぞれ相談窓口を設置している。

イ 啓発

「こころの病」に対しては「早期自覚」、「早期対処」が重要との認識に立って、様々な啓発活動を展開する。

- (ア) 学校等が開催するメンタルヘルスセミナー等に臨床心理士等を講師として派遣
- (イ) 新規採用教員に対して、個別カウンセリングやセミナーを実施
- (ウ) 全教職員に啓発冊子を配布

ウ 副校長ベーシックプログラム

副校長は学校経営の要であり、副校長が不在の場合には、学校運営に多大な影響が生じる。このため、新任副校長を対象として、総合的な人材育成の一環として、カウンセリングによるこころのケアとともに、実務的な講義や演習などを内容とする「副校長ベーシックプログラム」を実施する。

エ ストレスチェック等の実施

メンタルヘルスに対する意識を高め、「早期自覚」、「早期対処」につなげる心理的な負担の程度を把握するための検査として、ストレスチェックやストレス検査を行う。

オ リワークプラザ東京を活用した復職支援

リワークプラザ東京では、精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰と再休職の防止を目的として、学校で行う職場復帰訓練に対して、精神科医である健康相談員や、臨床心理士等による復職アドバイザーを配置し、復職に向けた支援を行う。

(2) 都立学校教職員の健康診断

ア 都立学校教職員の健康保持・増進を図るため、学校保健安全法、労働安全衛生法等に基づき、一般健康診断（呼吸器系健診、生活習慣病健診、消化器系健診）、採用時及び復職後健診並びに特定化学物質・有機溶剤等取扱業務従事者健診を実施する。特別健診として、女性健診、V D T健診、腰痛健診、C型肝炎ウィルス検査及び前立腺がん検査を実施する。実施に当たっては、夏季休業期間中における巡回健診や健診機関で実施する来院健診枠の拡大を図り、一般健康診断の受診機会確保に努める。

イ 健診結果が緊急に医療機関で受診をすべき値の場合は、本人及び管理職に緊急連絡を行うほか、二次健診の受診対象者に対して受診勧奨を実施し、疾病の予防や早期発見につなげていく。

(3) 都立学校の安全衛生管理

ア 安全衛生組織

労働安全衛生法及び東京都立学校安全衛生組織等設置規程に基づき、都立学校教職員の職場における安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進している。都教育委員会は「都立学校安全衛生委員会」を設置し、各都立学校に安全衛生に関する情報を提供している。また、各都立学校は、安全衛生委員会を設置し、産業医、衛生管理者等を選任し、配置している。

イ 産業医に対する研修会の実施

都立学校産業医に対して、メンタルヘルスを中心とした研修会を年に3回実施する。

ウ 衛生管理者の資格取得支援

都立学校教職員が衛生管理者の資格を取得するための講習会等への参加に対し、公費負担を行う。

エ 保護具の措置

都立学校に勤務する職員の労働災害及び健康障害を防止するため、東京都立学校労働安全衛生保護具措置規程に基づき、一般技能職員に対し、保護具を措置する。

主要施策 18 優秀な管理職等の確保と育成**1 学校のリーダーを育成する支援の充実**

人材育成や一部の指導事務の経験や能力を必要とする副校長業務を軽減するため、平成29年度に小学校6校、中学校6校で実施した「学校マネジメント強化モデル事業」を、平成30年度は120校に拡大し、平成30年度・同31年度の2か年間で引き続き検証を行う。

また、各地区で中核となって活躍する教育管理職を計画的に育成するため、平成26年度から本格実施している「学校リーダー育成プログラム」（学校マネジメント講座、学校リーダー育成特別講座）について、教育管理職B選考の受験資格見直しに伴い、平成29年度から対象を拡大し研修の更なる充実を図っている。

◇主要事務事業（人事部）

(1) 学校マネジメント強化モデル事業

副校長の業務負担を軽減するため、平成29年度に小学校6校、中学校6校で実施した「学校マネジメント強化モデル事業」を、平成30年度は120校に拡大し、平成30年度・同31年度の2か年間で引き続き効果検証を行う。

ア 実施内容

区市町村教育委員会で人材の選考、配置を行い、以下の2パターンについて事業を実施するに当たり、都教員委員会は財政的支援を行う。

(ア) 経営支援部を設置していない学校

副校長の業務を支援する「学校経営補佐」を非常勤職員（月 16 日、1 日 7 時間 45 分勤務）として配置する。また、「学校経営補佐」は学校運営や地域対応に関する経験や知識を持つ人材等とし、学校運営事務、保護者等の対応及び人材育成等の経験を要する業務を主に行う。

(イ) 経営支援部を設置している学校

副校長の業務を支援する「副校長補佐」を非常勤職員（月 16 日、1 日 5 時間以内勤務）として配置する。また、経営支援部の機能強化を図るとともに、より副校長の業務を直接的に支援できるようにするため、経営専任主任の授業時数を週 6 時軽減する。

「副校長補佐」は、行政事務経験がある人材等とし、調査・報告の事務、サービス・施設管理等の必ずしも教員の経験を必要としない業務を主に行う。

(2) 学校リーダー育成プログラム

ア 目的

教育管理職選考受験者の低迷が続いていることから、学校経営の担い手である教育管理職の確保・育成は課題である。また、大量採用の時期にあつて、若手教員に対して校務の重要な役割を任せざるを得ない現状がある中、将来、教育管理職として活躍する力を有している教員に対する早期段階での学校マネジメント能力の育成が重要である。

そこで、将来、各地区等で中核となって活躍する教育管理職を発掘・育成するために、30 代の主任教諭 2 年目以上にある者を選抜して、学校や区市町村教育委員会・学校経営支援センター、東京都教育庁人事部及び東京都教職員研修センターが協働し、計画的・継続的に学校マネジメント能力の育成を図るプログラムを実施する。

イ 学校リーダー育成プログラムの流れ

(ア) 学校マネジメント講座

校長、区市町村教育委員会及び学校経営支援センターが、将来の管理職候補者として資質・能力のある主任教諭を選抜し、選抜された教員は、学校、区市町村教育委員会及び学校経営支援センターにおいて、受講者のキャリア形成や学校マネジメントに関わる講習を受講することにより、学校マネジメント能力の育成を図る。

(イ) 学校リーダー育成特別講座

学校マネジメント講座修了者の中から、区市町村教育委員会及び学校経営支援センターが特に選抜した者について、都教育庁人事部主催の年間 3 回（宿泊を含む。）にわたる学校リーダー育成特別講座を受講させ、地区等の中核となる人材を育成する。また、女性管理職の発掘や早期育成に向けて、女性教員優先の選抜枠を設け、意図的な人材育成を図るとともに、教育管理職 B 選考の受験資格見直しに伴い対象を拡大し、研修の更なる充実を図る。

(ウ) 教育管理職B選考受験のメリット

学校マネジメント講座や学校リーダー育成特別講座を修了した者は、東京都教職員研修センターの教育管理職候補者B養成講座を受講することにより、教育管理職B選考の一部を免除する。また、学校リーダー育成特別講座を修了し、教育管理職B選考を受験し、合格した者については、区市町村教育委員会は、管理職としてそれぞれの地区内で昇任させること、都立学校は、管理職昇任まで引き続き自校で勤務することができる。

2 教育管理職選考制度等の改善

女性教員の教育管理職等への登用を促進するため、育児・子育て時期における人事異動面での配慮を行うほか、キャリア形成を意識したジョブローテーションを推進する。

また、新たな層から優秀な教育管理職を確保するため、これまで主幹教諭及び指導教諭を対象としていた教育管理職選考B選考の受験資格を、平成29年度選考から、46歳以上54歳未満の主任教諭（主任教諭歴2年以上）にまで拡大しており、今後とも教育管理職選考受験者の確保に取り組んでいく。

さらに、教員が教職生活全体を見通し自らのキャリアを形成し、資質・能力の向上を図るための研修計画を設計できるよう、各教員が研修履歴等を確認できる「マイ・キャリア・ノート」を活用する。

◇主要事務事業（人事部）

(1) 教育管理職選考制度等の改善

女性教員の教育管理職等への登用を促進するため、育児・子育て時期における人事異動面での配慮を行うほか、キャリア形成を意識したジョブローテーションを推進する。

また、新たな層から優秀な教育管理職を確保するため、これまで39歳以上54歳未満の主幹教諭及び指導教諭を対象としていた教育管理職B選考の受験資格を、平成29年度選考から、46歳以上54歳未満の主任教諭（主任教諭歴2年以上）にまで拡大している。

(2) 全教員の研修履歴自己管理システム「マイ・キャリア・ノート」の活用・充実（再掲）

ア 目的

教員が教職生活全体を見通し自らのキャリアを形成するため、研修履歴等を確認し、資質・能力向上のための研修計画を設計する。

また、校長が人材育成の観点から「マイ・キャリア・ノート」を活用し、自律的に学ぶ姿勢をもつ教員を育成するとともに、将来の管理職候補者等を発掘する。

イ 対象者

東京都公立学校全教員 約64,000名（管理職を含む。）

ウ 「マイ・キャリア・ノート」の主な内容

- (ア) 教員経験年数、教科等の専門性に応じた情報提供
 - a 自動表示される研修受講履歴、教員経験年数に対応した必修研修及び専門とする教科等に応じた教科等課題研修の案内と研修申込・研修受講状況確認機能
 - b 教員経験年数及び年齢に対応して自動表示される受験可能な各種昇任選考の案内
- (イ) 生涯にわたって学び続ける教員の支援
 - a 今後の研修計画及び昇任選考受験予定を入力することにより、自己の研修計画等を可視化
 - b 教職大学院派遣要綱等や各研究団体ホームページとリンクさせ、更に学び続ける教員の支援
 - c 各種昇任選考要綱、「管理職ロールモデル集」等のリーフレットの常時掲載により、キャリアアップを志す教員の発掘・支援
 - d e-ラーニング機能、研修動画等のコンテンツを活用・充実させ、教員の自己啓発等の支援
- (ウ) 管理職の人材育成の支援
 - a 管理職による所属教員の「マイ・キャリア・ノート」の確認
 - b 教員の面談時に、「マイ・キャリア・ノート」を活用し、計画的な人材育成を実施

<取組の方向7におけるその他の事務事業>

1 新人育成教員（再任用短時間勤務）の配置（人事部）

ベテラン教員の大量退職等に伴う新規教員の大量採用が続いているため、新規採用教員の育成が急務となっている。特に小学校の新規採用教員は採用直後から学級担任となるため、学級経営の円滑なスタートに向けて重点的に指導を行い、担任を担う教員としての資質・能力を高める必要がある。

このため、平成22年度から、教員の経験を含め、社会人としての経験のない新規大学卒業者を「学級経営研修生」として指定するとともに、退職した再任用短時間勤務教員を「新人育成教員」として配置し、ペアで学級担任を担わせることを通して、学校現場におけるOJTを基本とした実践的研修を実施している。

経験豊富で指導力のあるベテランの力を活用し、学級経営の基盤となる学習指導力、生活指導力、コミュニケーション能力等、新規採用教員の資質・能力の向上を推進していく。

また新人育成教員を確保するため、退職者に対しては、本制度の周知を図っている。

2 人事交流の促進による人材の育成（人事部）

現在、東京都の公立学校では、教員の大量退職に伴い、経験の少ない若手教員の割合が高まっており、人材の育成と活用が喫緊の課題となっている。

そのため、平成24年度に、これまで、小・中学校、高等学校、特別支援学校と、校種別に定めていた「教員の定期異動実施要綱」を一本化するとともに、新たにステージ制や異校種間人事交流の仕組みを整え、引き続き人事交流の一層の促進を図っていく。

(1) ステージ制の導入

若手教員の人材育成を図るためには、広域的な人事異動や校種を越えた人事異動を促進し、多様な学校経験を積ませることが重要である。

そこで、平成24年度、区部と市部との間、通常の学級と特別支援学級との間、小・中学校と特別支援学校との間など、教育環境が大きく異なる学校間の異動・交流を促す仕組みである「ステージ制」を導入した。この仕組みを活用し、これまで以上に計画的な人材育成を図る。

(2) 異校種間人事交流の促進

特別支援教育を担う専門性の高い教員の育成や確保、児童・生徒の発達段階に応じた教科指導や生活指導の向上等を図ることを目的として、平成24年度の異動要綱の改正と併せ、小・中学校、高等学校、特別支援学校の間で、期限を定めた人事交流を行い、期間終了後は元の校種に戻り成果を還元することができるよう、仕組みの充実を図った。

このことにより、例えば、小・中学校と特別支援学校との間又は高等学校と特別支援学校との間の人事交流においては、特別支援教育を必要とする児童・生徒に専門性の高い教育を行っていく上で中核となる教員の専門性を更に向上させる効果が期待できる。また、例えば、同一地域の中学校と高等学校との間の人事交流においては、教科指導や生活指導の継続性を確保し、地域全体の教育力を向上させる効果が期待できる。

平成30年度も、これらの仕組みを活用した人事交流を行うことにより、人材育成の促進を図る。

3 退職した教育管理職の積極的な活用（人事部）

豊富な知識と経験を有する元教育管理職を一般職非常勤職員（学校経営支援員）として任用し、副校長補佐等の学校経営支援業務に活用し、教育管理職の負担軽減に資する。

8 質の高い教育環境を整える

【施策の必要性】

大学入試改革及び学習指導要領改訂への対応、グローバル人材の育成など、都立高校を取り巻く新たな課題に的確に対応していくためには、平成28年2月に策定した都立高校改革推進計画・新実施計画の着実な推進が求められる。

また、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の自立と社会参加に向けて、特別支援学校における教育環境の整備・充実、通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援体制の整備、障害の状態に応じた多様な教育の場の拡充などが必要である。

さらに、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する一方、教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは子供たちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響が危惧される場所である。このことより、教員の長時間労働の改善に早急に取り組み、学校教育の質の維持向上を図る必要がある。

加えて、学校施設についても、発災時における避難所としての防災対策の推進、授業改善に向けたICT環境の整備、特別教室の冷房化等を進める必要がある。

主要施策19 都立高校改革の着実な推進

1 都立高校改革推進計画に基づく取組

都立高校が生徒を「真に社会人として自立した人間」に育成していくため、都立高校改革推進計画に基づき、教育内容の充実や教育環境の整備を推進するとともに、学校の新設や学科の改編などに取り組む。

◇主要事務事業（都立学校教育部・指導部）

(1) 都立高校改革の推進

近年の我が国の高等学校教育や都政の動向に伴う新たな課題に的確に対応するため、平成27年度に都立高校改革推進計画を一部改定するとともに、平成28年度から平成30年度までの3年間の具体的な計画として、新たな取組を数多く盛り込んだ新実施計画を策定した。平成30年度は計画の最終年度として、引き続き、各取組を着実に推進する。

また、次期実施計画（計画期間 平成31年度から平成33年度まで）を策定し、都立高校改革を着実に推進する。

(2) 「理数アカデミー校」の充実（再掲）

ア 科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力、論理的思考力、科学的な感性・創造性を育成するため、生徒一人一人のテーマに基づく探究活動をカリキュラムに取り入れる。

- イ 大学や研究機関と連携した最先端の実験・講義を通して理数に秀でた生徒の能力の一層の伸長を図る。
- ウ 大学教授等の専門家からの指導により、研究内容の充実を図り、生徒の進路実現に向けた意識の明確化を図る。
- エ 科学の祭典（「科学の甲子園東京都大会」及び「研究発表会」）を通して、プレゼンテーション能力・表現力等の育成を図る。
- オ 「科学の甲子園全国大会」への出場や各種科学コンテスト等の上位入賞を目指す。
- (3) 医学部等への進学を希望する生徒の「チーム」における育成プログラムの実施（再掲）
 生徒の多様な進学ニーズに対応するため、都立戸山高等学校において、医学部等への進学を希望する生徒同士で互いに切磋琢磨し^{せつさくたくま}支え合うチームを結成し、進学指導を充実させるとともに、病院への職場見学や医療関係者との交流、大学医学部の教授による模擬授業など、医療への理解を深め医師になる志を育む、3年間一貫した育成プログラムを実施する。
- (4) 都立国際高等学校における国際バカロレアの推進（再掲）
 国際バカロレアコースの生徒が、高校卒業資格と併せて、国際的に認められる大学入学資格（フルディプロマ）を取得し、海外大学への進学希望を実現できるよう、都立国際高校におけるディプロマ・プログラムの実施を支援するとともに、海外大学への進学に向けた指導の充実を図る。
 また、国際バカロレアのカリキュラムに対応し、英語による授業ができる教員の養成・確保を計画的に行うことで、国際バカロレアコースの安定的な運営体制の構築を図る。
- (5) 都立新国際高校（仮称）の設置準備（再掲）
 都立新国際高等学校（仮称）の設置に向けて、高い語学力や豊かな国際感覚などを育成するための教育課程の検討、環境整備等を着実に進める。
- (6) 都立小中高一貫教育校の設置準備（再掲）
 平成 34 年度の都立立川国際中等教育学校への附属小学校の新設による小中高一貫教育の実施に向けて、12 年間の教育課程や入学者決定方法の検討、環境整備等を着実に進める。
- (7) チャレンジスクールの拡充に向けた取組の推進（再掲）
 ア チャレンジスクールの新設
 平成 34 年度に開校予定の足立地区チャレンジスクール（仮称）及び平成 35 年度に開校予定の立川地区チャレンジスクール（仮称）について、基本計画検討委員会報告を踏まえ、設置に向けた調整を着実に進める。
- イ チャレンジスクールの規模拡大
 既設チャレンジスクールのうち 1 校について、平成 31 年度からの学級増に向けた条件整備を進める。

主要施策 20 特別支援教育の着実な推進

1 東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づく取組

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成していくため、東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、特別支援学校、小学校、中学校及び都立高校等の全ての学びの場における指導と教育環境の更なる充実、職業教育、防災教育やスポーツ・芸術教育等の変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進、区市町村教育委員会や教員の専門性向上等の特別支援教育を推進する体制の整備・充実に取り組む。

◇主要事務事業（都立学校教育部・指導部）

(1) 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進

ア 都立臨海地区特別支援学校（仮称）及び都立王子地区特別支援学校（仮称）の開校準備及び都立小金井特別支援学校新校舎の供用開始

知的障害特別支援学校の在籍者数増加に対応するため、平成 31 年度に新設する都立臨海地区特別支援学校（仮称）及び都立王子地区特別支援学校（仮称）の開校準備を進めるとともに、都立小金井特別支援学校の改築校舎の供用を開始する。

イ 都立江東特別支援学校への高等部職能開発科開設

知的障害が軽度から中度の生徒を対象に就労実現に向けた基礎的な職業教育を行うため、3校目となる職能開発科を、都立江東特別支援学校に開設する。

(2) 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）

ア 肢体不自由特別支援学校スクールバス乗車時間の短縮

平成 29 年度から、スクールバスの小型化やコース設定を工夫することなどにより、肢体不自由特別支援学校におけるスクールバス乗車時間の短縮を図った結果、80 分を超えるコースを解消した。

平成 30 年度は、乗車時間が 70 分を超えるコースについて、バスの小型化やコース設定の工夫等により 60 分以内となるよう乗車時間短縮の取組を引き続き進め、児童・生徒の通学負担を軽減していく。

イ 医療的ケアのある児童・生徒の通学手段の確保

これまで、スクールバスの乗車中に医療的ケアが必要な児童・生徒については、車内において衛生的かつ安全な環境の確保が困難であるため乗車を認めていない。

こうした児童・生徒の多くは保護者の送迎により通学しているが、保護者の状況によっては通学が難しい場合があることから、安定的に通学することができるよう、医療的ケアが必要な児童・生徒専用の通学車両を運行し、通学手段を確保していく。

(3) 都立知的障害特別支援学校における就労支援の取組の推進

ア 民間を活用した企業開拓委託

- (ア) 特別支援学校高等部生徒の企業就労を一層促進するため、現場実習先や雇用先の開拓等に関する情報収集を委託する。
- (イ) 進路指導教員とともに企業開拓業務を行う就労支援アドバイザーを配置し、更なる開拓数の増加を促進する。

イ 特別支援学校就労支援体制

実習先や雇用先企業の開拓や情報管理、特別支援学校における効果的な就労支援事業等を行うため、「東京都就労支援員（一般職非常勤）」を配置する。

ウ 障害者雇用に対する理解促進

- (ア) 企業向けセミナーの開催により、障害者雇用に関する理解促進を行うとともに、雇用及び実習受入れ等の協力を依頼する。
- (イ) 特別支援学校生徒の企業就労に向けて、企業等に対し、障害者雇用についての理解促進及び雇用促進を図ることを目的に平成 27 年度に制作した DVD を活用する。

エ 職業教育の充実

- (ア) 特別支援学校技能競技大会を開催し、生徒が日頃の学習の成果を企業に対して発表する機会を設ける。
- (イ) 就業技術科及び職能開発科の産業現場等における実習に際して、実習先への謝礼を確保し、実習の実施の促進を図る。
- (ウ) 特別支援学校就労支援委員会企業開拓部会を開催し、就労支援における課題解決の方法等を協議することにより、進路担当者の力量の向上を図る。

(4) 医療的ケアの充実

ア 特別支援学校における看護師の体制強化

(ア) 都立特別支援学校主任非常勤看護師の配置

医療的ケアの高度化・複雑化に対応するため、肢体不自由特別支援学校に常勤看護師の補佐を担う都立特別支援学校主任非常勤看護師を配置し、医療的ケアの実施体制を強化する。

(イ) 看護師の専門性向上

専門的な知見を有する医師を講師に招き、最新の動向を踏まえた医療及び看護技術等についての講習会を開催する。

(ウ) 本庁機能の強化

都立学校教育部特別支援教育課に指導的立場となる看護師を配置し、全ての特別支援学校での安全かつ適切な医療的ケアの実施及び平成 30 年度から新たに実施する各種事業の円滑な実施のために必要な助言・支援を行う。

イ 特別支援学校における人工呼吸器の管理についての検討

特別支援学校に人工呼吸器の管理が必要な児童・生徒が一定数在籍していることを踏まえ、平成 30 年度にモデル校を 1 校指定して、特別支援学校において安全かつ適

切に人工呼吸器の管理を行うための校内体制等を検討する。

ウ 区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

小・中学校においても医療的ケアを必要とする児童・生徒が在籍する状況があることを踏まえ、都教育委員会の医療的ケアに関する研修等に小・中学校の教職員が参加できるようにするとともに、小・中学校及び区市町村教育委員会の要請に応じて、特別支援学校におけるセンター的機能の発揮による支援を充実していく。

(5) 通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援策

ア 小学校の特別支援教室の導入に係る支援

平成 28 年度から順次導入しており、在籍校における発達障害の状態に応じた個別指導や小集団指導を実施する体制の整備を進め、平成 30 年度までに公立小学校約 1,300 校全校に特別支援教室を設置する。

区市町村支援として、導入校に特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行う。

イ 中学校の特別支援教室の導入に係る支援

平成 28 年度及び平成 29 年度の 2 か年で実施したモデル事業での成果を踏まえ、平成 30 年度から準備の整った区市町村から特別支援教室を順次導入し、平成 33 年度までに公立中学校約 600 校全校での設置を目指す。

区市町村支援として、教室環境整備費等の補助事業を実施するとともに、導入校に対する臨床発達心理士等の巡回を行う。また、平成 31 年度からの特別支援教室専門員の配置に向けた準備を行う。

ウ 都立高等学校等における発達障害の生徒への支援

(ア) 各都立高等学校等における発達障害のある生徒の在籍者数等にかかわらず、生徒の状態に応じて指導・支援を実施するため、土曜日等の教育課程外で、かつ、学校外で民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を行う。

(イ) 都立秋留台高等学校をパイロット校として都立高等学校における通級による指導を平成 30 年度から開始する。当面の間、都立秋留台高等学校の生徒を対象とした自校通級での運用を行い、実践を踏まえた上で、今後の設置の仕組みや他校通級の在り方を検討していく。

(6) 都立特別支援学校における芸術・スポーツの振興

ア 特別支援学校のスポーツ振興

(ア) 障害者スポーツの普及促進

障害者スポーツを通じた地域の小・中学校、高等学校及び地域住民との交流や、障害者スポーツ教室の開催、障害者スポーツ普及促進用DVDを活用した都立特別支援学校における校内での研修活動などにより障害者スポーツの普及促進を進めていく。

(イ) 障害者スポーツを取り入れた教育活動の充実

「障害のある児童・生徒のスポーツ教育推進校」に全特別支援学校 57 校を指定して、ボッチャやゴールボール等の障害者スポーツを取り入れ、児童・生徒が生涯において親しむ障害者スポーツの選択肢を増やすための教育活動の充実や、優れた外部指導者を活用した部活動の振興を図る。

さらに、推進校の中から、8校を全国規模の障害者スポーツ大会等で活躍できる選手の育成を目指す学校に指定し、パラリンピアン等を特別指導員として招へいし技能を向上させることや対外試合の機会の充実等によって、部活動の充実を図る。

(ウ) 障害者スポーツを通じた交流活動の活性化を図る。

イ 特別支援学校の芸術教育の振興

障害のある幼児・児童・生徒の豊かな心を育み、潤いのある生活につなげていく取組を行う。また、優れた芸術的才能を更に伸ばし、生み出された芸術作品を社会に広めるなどして、社会に参加・貢献していくための仕組みを構築していく。

(ア) 特別支援学校における芸術教育の推進

都立特別支援学校における芸術教育の充実を図るため、芸術教育推進校を3校指定し、芸術系大学との連携により、芸術系教科の指導内容・方法の研究や授業改善等を行う。

また、児童・生徒一人一人の表現能力の向上を図るとともに、芸術の諸能力に優れた生徒の発掘と育成を行う。

(イ) 美術活動を通じた障害者への理解促進

特別支援学校に在籍する、美術分野を中心とした優れた才能を有する児童・生徒を発掘するとともに、都民に対して美術活動を通じた障害者に関する理解を促進することを目的として、アートプロジェクト展を実施する。

(ウ) ユニークな芸術活動の機会の創出

生徒の芸術的才能を伸ばし、豊かな人間性や創造力、感性等を涵養^{かん}するため、特別支援学校の美術室や図画工作室等において、障害のある生徒が可能な限り時間や場所の制約を受けず、自由に美術活動を行うことができる機会を創出する。1地区、特別支援学校3校程度を指定し、モデル事業を実施する。その成果検証に基づき、他の地区を含めた全ての特別支援学校での実施方法を検討する。

主要施策 2 1 学校運営力の向上

1 働き方改革を踏まえた学校運営力を向上させる取組の充実

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図るために、平成 30 年 2 月に策定した「学校における働き方改革推進プラン」により、都立学校における働き方改革を着実に推進するとともに、区市町村教育委員会における実施計画の策定やその取組に対する支援等を行っていく。

また、都立学校において校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行っていくため、PDCA サイクルに基づくマネジメントシステムによる学校経営計画を中心とした組織的取組を推進する。学校経営支援センターによるきめ細かい支援により、校長の学校経営を支援し、都民に信頼される特色ある都立学校づくりを進める。

◇主要事務事業（総務部・都立学校教育部・地域教育支援部・指導部・人事部・福利厚生部）

(1) 都立学校における働き方改革の取組の推進

「週当たりの在校時間が 60 時間を超える教員をゼロにする」という当面の目標の達成に向けて、教員一人一人が時間を意識した働き方を日々実践できるよう、以下のとおり取組方針を示し、都立学校における働き方改革を進める。

- ① 平日は、1 日当たりの在校時間を 11 時間以内とすること。
- ② 週休日である土曜日、日曜日については、連続して業務に従事することがないように、どちらか一方は必ず休養できるようにすること。

また、この取組方針に基づく具体的な取組内容を各都立学校が策定する学校経営計画に定めるなど、組織的な対応を推進する。

(2) 区市町村における働き方改革に係る計画策定への支援

平成 29 年度に都教育委員会は「学校における働き方改革推進プラン」を策定したが、その中で、各区市町村教育委員会が、都教育委員会の定める到達目標を達成するための取組方針やそれぞれの状況に応じた具体的な取組内容を盛り込んだ実施計画を策定するよう促すこととしている。全区市町村教育委員会において、現状分析の上、早急かつ確実に実施計画を策定できるよう、実施計画等の策定に要する経費全般に対して支援を行う。

(3) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

ア 在校時間の適切な把握と活用

都立学校においては、平成 29 年 10 月から登校時だけでなく下校時及び週休日等の登下校時においてもカードリーダーで打刻を行うこととし、これにより教員の在校時間を客観的に把握することが可能となった。今後、管理職が教員の在校時間を適切

に把握し、必要に応じて指導・助言等を行うことを通じ、メンタルケアの更なる充実や、長時間労働の改善を含めたライフ・ワーク・バランスの実現を図る。

イ 出退勤管理システムの導入支援

働き方を見直すためには、まずは全ての教職員の勤務時間を適切に把握した上で、教職員の意識改革を図っていくことが重要である。このため、区市町村教育委員会が教職員の在校時間把握等のために整備する出退勤管理システムの導入経費に対して支援を行う。

ウ タイムマネジメント力向上に係る支援

学校における働き方改革を推進するためには、教員一人一人の働き方に関する意識改革を図るとともに、組織として長時間労働という働き方を変えていくことが必要である。そのため、区市町村教育委員会が指定したパイロット校において、外部専門家等を活用の上、実施する教員の自発的な意識改革を促す取組及び当該取組を域内教員へ普及・定着させるための経費に対して支援を行う。

エ 働き方改革に係る独自取組支援

他の支援制度によらずに、区市町村教育委員会が学校における働き方改革を推進する上で効果が期待できる地域の実情に応じた独自取組に対して支援を行う。

(4) 業務改善の推進

ア 統合型校務支援システムの導入支援

教員の主たる業務である成績処理、通知表・指導要録、名簿管理など校務をICT化する統合型校務支援システムを導入することにより、職員全体の業務負担の軽減が可能となる。このため、区市町村教育委員会が統合型校務支援システムを導入する経費に対して支援を行う。併せて、校務支援システムの導入、活用等を含むICT教育環境整備を検討し、専門家派遣を必要とする区市町村教育委員会に対して派遣を行う。

イ 学校徴収金事務の効率化に係る支援

学校徴収金事務は、会計処理の煩雑さや学校や地域によって処理方法が異なることなどから、教員の負担感が強いとされている。このため、学校徴収金業務の効率化に取り組む区市町村教育委員会に対し専門家派遣を行うとともに、学校徴収金システムを導入する区市町村教育委員会に対しては、当該システムの導入に係る経費について支援を行う。

ウ 研修動画の制作・WEBによる配信（再掲）

通所による研修の質的な向上を図り、研修受講者が主体的に視聴できる動画を制作するとともに、研修のライブ配信を試行的に実施する。

(5) 学校を支える人員体制の確保

ア 小学校における英語教科化に向けた指導体制の整備（再掲）

英語専科教員の活用に係るモデル事業の成果を踏まえ、平成30年度は、先行的に新学習指導要領による英語の授業を行う学校のうち、22学級以上の学校35校に英語の専科指導教員を配置し、それ以外の学校には英語を専門的に指導するための講師時

数を措置する。

イ 学校マネジメント強化モデル事業（再掲）

副校長の業務負担を軽減するため、平成 29 年度に小学校 6 校、中学校 6 校で実施した「学校マネジメント強化モデル事業」を、平成 30 年度は 120 校に拡大し、平成 30 年度・同 31 年度の 2 か年間で引き続き効果検証を行う。

(ア) 実施内容

区市町村教育委員会で人材の選考、配置を行い、以下の 2 パターンについて事業を実施するに当たり、都教員委員会は財政的支援を行う。

a 経営支援部を設置していない学校

副校長の業務を支援する「学校経営補佐」を非常勤職員（月 16 日、1 日 7 時間 45 分勤務）として配置する。また、「学校経営補佐」は学校運営や地域対応に関する経験や知識を持つ人材等とし、学校運営事務、保護者等の対応及び人材育成等の経験を要する業務を主に行う。

b 経営支援部を設置している学校

副校長の業務を支援する「副校長補佐」を非常勤職員（月 16 日、1 日 5 時間以内勤務）として配置する。また、経営支援部の機能強化を図るとともに、より副校長の業務を直接的に支援できるようにするため、経営専任主任の授業時数を週 6 時軽減する。

「副校長補佐」は、行政事務経験がある人材等とし、調査・報告の事務、サービス施設管理等の必ずしも教員の経験を必要としない業務を主に行う。

ウ スクール・サポート・スタッフ配置支援事業

配布物の印刷等、必ずしも教員でなくてもできる業務を教員の代わりに行う非常勤職員を配置する区市町村教育委員会に対して、都教育委員会が補助するスクール・サポート・スタッフ配置支援事業を平成 30 年度から実施する。これにより教員の負担軽減を図り、児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備する。

(ア) 実施内容

区市町村教育委員会が公立小・中学校に教員を支援するスクール・サポート・スタッフを配置するとともに、都教育委員会は当該配置に係る経費について区市町村教育委員会に対して補助を行う。都は国から経費の 1/3 の補助を受ける。

補助対象経費は、スクール・サポート・スタッフの雇用に係る報酬及び社会保険料に相当する経費であり、1 日 6 時間で週 5 日勤務、年間 42 週の勤務を基準としている。

(6) 部活動の負担軽減

ア 部活動指導員（再掲）

都立高等学校及び公立中学校における教員の勤務負担軽減と部活動の充実を図り、もって学校の教育体制の整備・充実に資するため、部活動指導員を設置する。

(7) 校長のリーダーシップに基づく組織的学校の運営の推進

都立学校において校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行っていくため、PDCAサイクルに基づくマネジメントシステムによる学校経営計画を中心とした組織的取組を推進する。学校経営支援センターによるきめ細かい支援により、校長の学校経営を支援し、都民に信頼される特色ある都立学校づくりを進める。

主要施策 2 2 学校の教育環境整備**1 耐震化の推進**

地震発生時における児童・生徒の安全を確保するため、「東京都地域防災計画」等に基づき、公立学校における天井材、照明器具、外壁等の非構造部材を含む施設の耐震化推進及び支援を実施する。

◇主要事務事業（都立学校教育部・地域教育支援部）

都教育委員会は、平成 26 年に修正された「東京都地域防災計画」、平成 23 年 11 月策定の「東京都防災対応指針」及び平成 29 年 3 月策定の「東京都第 5 次地震防災緊急事業五箇年計画」並びに平成 28 年 3 月改正の「東京都耐震改修促進計画」に基づき、学校における震災対策を推進する。

(1) 公立小・中学校等における震災対策の推進

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害発生時には地域住民等の避難所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要である。

都教育委員会は、学校施設における耐震化の緊急性・重要性に鑑み、全公立小・中学校等の耐震化を早急に進めるため、都独自の支援事業を平成 20 年度から実施してきており、平成 28 年度末には、公立小・中学校施設の耐震対策が完了した。

また、東日本大震災を契機に、その重要性が再認識された非構造部材の耐震化についても、平成 25 年度から支援事業を実施している。

・非構造部材耐震化財政支援

国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額の補助

< (参考) 構造体耐震化率 > (平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分	全棟数	耐震化率
幼稚園	178 棟	98.9%
小・中学校	6,805 棟	100.0%

【出典：文部科学省 耐震改修状況調査】

(2) 都立学校における震災対策の推進

都教育委員会では、阪神・淡路大震災を契機とし、災害時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した都民の避難場所としての機能を充実するため、東京都耐震促進改修計画等に基づき、都立学校校舎等の耐震補強や改築を計画的に推進し、平成 22 年度末までに全ての都立学校の耐震化を完了した。

一方、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災においては、全国の多くの学校施設で天井材、照明器具、外壁（外装材）など非構造部材の落下による被害が発生した。都立学校でも一部かつ軽微ではあるが、天井材が落下するなどの被害が発生したことから、特に天井高が高く致命的な事故につながるおそれがある屋内運動場を優先して、天井材等の落下防止対策を計画的に実施することとした。

屋内運動場については、平成 24 年度に実施した専門家による総点検の結果を踏まえて平成 25 年度から 4 か年（平成 28 年度まで）の耐震化改修工事を計画的に行った。

また、校舎棟等の非構造部材についても、平成 26 年度から耐震化改修工事を計画的に行っている。

2 トイレ整備の推進

公立小・中学校等において、児童・生徒等にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害時における地域の避難所としての機能を向上させるため、トイレ改修（洋式化等）及び災害用トイレ整備を実施する。

また、都立学校についても生徒が安心して学習・生活できる環境を確保するため、洋式トイレの整備を推進する。

◇主要事務事業（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 防災機能強化のための公立小・中学校等施設トイレ整備支援事業

児童・生徒にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害時における地域の避難所としての機能を向上させるため、都教育委員会は、公立小・中学校等施設におけるトイレ改修（洋式化等）及び災害用トイレの整備を実施する区市町村に対し、その整備費の一部を補助することにより、公立小・中学校等のトイレ整備を促進させる。

(2) 都立学校におけるトイレの洋式化の推進

都立学校において、計画的にトイレの洋式化を進めるとともに、多機能トイレの整備も推進する。また、学校の改築等の際は、洋式トイレを基本として計画し、整備を進めていく。

なお、改築等の際は、トイレ用水の確保やマンホールトイレの設置など、災害時の対策も図っていく。

3 冷房化の推進

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中学校の特別教室（図書室、音楽室、視聴覚室、パソコン教室、理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室、技術室又はそれに準じた教室）の冷房化について支援を行う。

また、都立高等学校についても理科系実験室や美術室等の特別教室の冷房化を推進するとともに、都立特別支援学校の全特別教室及び体育館の冷房化を推進する。

◇主要事務事業（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 公立学校施設冷房化支援特別事業

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、都教育委員会は、公立小・中学校の普通教室に冷房を導入する区市町村に対し、国の補助に上乗せした都の補助を平成 22 年度から実施してきた。

平成 26 年度から、防音性が求められる等早急に教育環境の整備が必要な特別教室（図書室、音楽室、視聴覚室及びパソコン教室）の冷房化の整備経費の一部を補助したほか、平成 27 年度からは、普通教室で代替の利かない特別教室（理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室及び技術室又はそれに準じた教室）についても支援対象とし、公立小・中学校の冷房化を推進している。

(2) 都立学校における冷房化の推進

都立高等学校における各特別教室について、施設や電気設備の状況等に関する調査結果を踏まえ、計画的に冷房化を実施していく。また、都立特別支援学校の全特別教室及び体育館の冷房化を推進する。

4 ICT環境整備の更なる推進

小・中学校における「タブレット端末 1 人 1 台専用」の学習環境整備という考え方を踏まえ、都として、区市町村立学校の ICT 環境整備の指針となるよう、ICT 機器の活用及び効果について検討を行い、実証研究につなげていく。

都立高等学校、都立高校附属中学校及び中等教育学校においては、学習の意欲や関心を高め学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成するため、更なる ICT 環境の充実を図る。

また、都立特別支援学校においては、障害の種別や程度に応じたアプリケーションを活用し、個に応じた学習を可能とするため、更なる ICT 環境の充実を図る。

さらに、将来の都立学校において、AI・ビッグデータ等の ICT 技術により、学校教育の課題解決を図ることを目指した「都立学校スマートスクール構想」の実現に向け、BYOD の実証研究を行うモデル校を指定する。

◇主要事務事業（総務部・指導部・地域教育支援部）

(1) ICT利活用モデル検証事業

タブレット端末1人1台体制における活用方法やタブレット端末の持ち帰りを含めた教育効果などについて、「ICT利活用検討委員会（仮称）」を設置し、検討する。

その結果をもって平成31年度以降において実証研究を行う。

(2) 公立小・中学校ICT環境整備支援事業（出前ICT環境整備事業・ICTアドバイザー事業）

区市町村教育委員会が指定するモデル校へのタブレット端末、電子黒板、アクセスポイント等の貸出し及びICTの専門家派遣を行う事業が、期間満了となるため、事業報告書を作成する。ICT教育環境整備計画が未策定の区市町村教育委員会に対して、ICT環境構築に必要な機器及び機能、教科指導におけるICT活用の効果など、計画策定に参考となる項目や内容を提示するとともに、モデル校での実践事例について、教科別・学習形態別に整理し、全区市町村教育委員会に紹介する。

(3) ICT環境整備の推進

ア 都立高等学校、都立高校附属中学校及び中等教育学校におけるICT環境の充実

都立高等学校、都立高校附属中学校及び中等教育学校におけるICT環境の更なる充実に図るため、これまで配備したパソコンやプロジェクター等のICT機器に加え、生徒用のタブレット端末を配備し、調べ学習やグループ討議、プレゼンテーション等の学習活動をより効果的に行える環境を整備した。平成25年度に配備したICT機器について、リース期間満了に伴う機器更新を行い、継続して情報活用能力を育成する環境を整備する。

イ 都立特別支援学校におけるICT環境の充実

都立特別支援学校におけるICT環境の更なる充実に図るため、これまで配備したICT機器や障害者用支援機器に加え、児童・生徒用のタブレット端末を配備し、障害の状態や特性に応じたアプリケーションを活用できる環境を整備した。平成25年度に配備したICT機器について、リース期間満了に伴う機器更新を行い、継続して個に応じた学習を可能とする環境を整備する。

(4) 東京スマートスクール構想に向けた取組

ア 当該校のWi-Fi環境を整備し生徒が所有するICT機器等の効果的な活用方法や校内のルール作りなどの研究を行うモデル校を10校指定する。

イ モデル校とICTパイロット校の学習データを基に、将来のAIによるビッグデータ分析等を活用した学校づくりに向けた調査を行う。

5 安全対策のための防犯カメラの整備

学校内への不審者侵入の抑止、初期対応など学校内の安全確保の取組を推進するため、公立幼稚園及び小・中学校の校門等への防犯カメラの設置・更新について支援を行う。

◇主要事務事業（地域教育支援部）

(1) 公立小・中学校等防犯設備整備事業

学校内への不審者侵入の抑止・初期対応などの学校内の安全確保の取組を推進するため、都教育委員会は、公立幼稚園及び小・中学校等への防犯カメラの設置・更新を行う区市町村に対し、都独自の支援事業を実施していく。

<公立幼稚園、小・中学校における新規設置補助実績>

区分	H27年度	H28年度	H29年度	合計
幼稚園	0園	8園	0園	8園
小学校	5校	25校	21校	51校
中学校	33校	28校	36校	97校

※平成29年度は見込み

<（参考）公立幼稚園、小・中学校における更新設置補助実績>

区分	H27年度	H28年度	H29年度	合計
幼稚園	11園	9園	3園	23園
小学校	61校	218校	91校	370校
中学校	43校	80校	34校	157校

※平成29年度は見込み

6 質の高い教育の推進に向けた支援等についての検討

学校教育の質の更なる向上や学校の働き方改革に資するため、外部人材の確保等に向けた支援方法や効率的・効果的な学校業務の在り方等について検討する。

◇主要事務事業（総務部）

(1) 新たな支援方法等に向けた検討

学校の教育活動の支援や教員の業務負担の軽減に向けた新たな体制の整備を進め、教育内容の高度化や業務の効率化に向けた具体的な検討を行っていく。

＜取組の方向 8 におけるその他の事務事業＞

1 都立特別支援学校の体育施設の環境整備（都立学校教育部）

東京 2020 大会の開催決定を契機として、障害者スポーツに対する関心が高まっている。障害者や障害者スポーツ団体が、身近な地域でスポーツを楽しむためには、地域で障害者スポーツ活動を行うための環境を充実させていく必要があり、特別支援学校が、こうした役割を担っていくことが期待されている。

そこで、都教育委員会では、オリンピック・パラリンピック準備局と連携して、障害者等へ身近な地域でスポーツに親しめる場を提供するとともに、障害や障害者スポーツへの理解促進と普及を図るため、障害者スポーツの拠点の一つとして、特別支援学校の体育施設等（体育館、グラウンド等）の環境整備を推進している。平成 29 年度においては、10 校（墨東特別支援学校、大塚ろう学校、大泉特別支援学校、府中けやきの森学園、村山特別支援学校、鹿本学園、城東特別支援学校、北特別支援学校、小平特別支援学校、あきる野学園）の体育施設等が活用されている。

今後、より多くの障害者や障害者スポーツ団体が地域において障害者スポーツを楽しむよう、特別支援学校の環境整備を推進していく。

2 校庭の芝生化の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

- (1) 児童・生徒の健やかな成長にとって望ましい教育環境の整備を目的として、公立小・中学校等の校（園）庭芝生化、校舎の屋上・壁面緑化を推進している。

ア 区市町村への補助事業

- (ア) 校（園）庭芝生化整備工事費、調査設計費等の補助
- (イ) 芝生の専門的維持管理経費の補助（補助期間 5 年間）
- (ウ) 屋上緑化、壁面緑化の整備補助（小・中学校のみ）

イ 校庭芝生化に係る人材の派遣、育成

- (ア) 「校庭グリーンキーパー」（芝生の専門家）の学校への派遣（技術的な指導・助言）
- (イ) 芝生リーダー養成講習会の開催

ウ 校庭芝生化に向けた普及・広報等

- (ア) 芝生化未実施校への天然芝の出前
- (イ) 校庭芝生化に係る情報発信（「校庭芝生化ニュースレター」）
- (ウ) 企業やNPOから構成される「東京芝生応援団」による芝生化校への支援
- (エ) 校庭芝生化地域連携事業

< 公立小・中学校等（※）における校庭芝生化の実績（見込み） >

学校数	1,903校	平成29年5月1日現在
校庭を芝生化した学校	505校（集約中）	平成29年度末現在

※ 区立義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校を含む。分校は含まない。

(2) 都立学校の環境改善（芝生化）

平成29年度末までの実績 126校 約28.8ha

平成30年度の予定 新規9校

3 教育庁人材バンク事業（人事部）

学校における外部人材の活用を円滑に実施していくためには、学校と教育委員会が連携を図り、必要な人材を確保していくことが重要である。

このため、平成22年度から「教育庁人材バンク」を設置し、多種・多様な外部のボランティア人材を広域的に募集して、学校のニーズに対応した人材を的確にマッチングしていく仕組みを作り、安定的かつ効果的な外部人材の活用を図っている。

今後も、学校からの要望の多い人材（教員を目指す大学生等）の募集に努めるとともに、ホームページによる有効な活用事例の紹介や人材情報の公開などを行うことにより、外部人材の活用を推進し、学校の教育活動を効果的に支援する。

9 家庭の教育力向上を図る

【施策の必要性】

保護者が家庭における教育の重要性を理解し、子供の教育に対する第一義的責任を果たすことができるようにするため、社会全体で家庭教育を担う保護者への支援体制を構築する必要がある。

また、子供たちの基本的な生活習慣、豊かな心、倫理観、社会的なマナー等の人格形成の基盤となる力を育むには、学校と家庭が相互の教育について理解を深め合い、一体となった取組を進めていくことが重要である。

主要施策 2 3 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実

1 学校と家庭の連携の推進

児童・生徒が抱える様々な問題の解決や、その保護者の子育てに対する不安や悩みの解消等を図るため、地域の人材を活用し、保護者からの相談に応じるとともに、児童・生徒に直接関わる「家庭と子供の支援員」を学校に配置する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 学校と家庭の連携推進事業

ア 家庭と子供の支援員の配置

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、家庭訪問等を通して、問題を抱える児童・生徒に関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を、区市町村教育委員会の希望を踏まえて、小・中学校に配置する。

イ 学校と家庭の連携推進会議の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校において、教職員と同支援員が連携して、計画的に児童・生徒やその保護者の支援を行うことができるようにするため、学校管理職及び教職員と同支援員を構成員とした学校と家庭の連携推進会議を設置し、定期的に支援方策等について協議を行う。

ウ スーパーバイザーの配置

「家庭と子供の支援員」が専門家の助言を受けながら、効果的に児童・生徒やその保護者に対して支援を行うことができるようにするため、区市町村教育委員会の方針に基づき、同支援員に定期的に助言を行うスーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）を配置する。

主要施策 2 4 学校と家庭が一体となった教育活動の充実

1 学校と家庭との連携を図る取組の充実

子供たちの基本的な生活習慣、自立心、他人への思いやりなど豊かな心、善悪の判断などの倫理観、社会的なマナー等の人格形成の基盤となる力を育むには、学校と家庭が相互の教育について理解を深め合うことが重要であり、家庭における教育との連携を図るとともに、一体となった取組を進めていく。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 道徳授業地区公開講座の充実（再掲）

ア 学校と家庭・地域とが一体となった道徳教育を推進することを目的として、都内全公立小・中学校等及び一部の特別支援学校において、道徳授業地区公開講座を実施する。都内全公立小・中学校等の全ての学級において、保護者・地域住民に道徳の授業を公開するとともに、意見交換会を実施し、教員・保護者・地域住民が子供たちの課題や大人の果たすべき役割等について意見交換・協議を行う。

イ 道徳授業地区公開講座を実施する全ての学校について、開催日程を都教育委員会ホームページで公開し、広く都民への周知と参加の促進を図る。

ウ 平成 30 年 3 月に都内全公立小・中学校等を対象に作成・配布した道徳教育保護者向け DVD 教材の活用を推進し、道徳授業地区公開講座における意見交換会の内容の充実と参加者の増加を図る。

エ 平成 30 年 3 月に都内公立小・中学校等の全教員を対象に作成・配布した道徳授業地区公開講座教員用リーフレットの活用を推進し、道徳授業地区公開講座の計画・実施、保護者向け DVD 教材を活用した意見交換会の実施例等に関する理解を深めるとともに、講座の内容の充実を図る。

オ 区市町村教育委員会を通じての各学校からの要請に応じ、都教育委員会の指導主事等を道徳授業地区公開講座の講師として派遣し、各学校を支援するとともに、講座の充実に向けた具体的な方策等について必要に応じて指導・助言する。

(2) 親子防災体験（再掲）

ア 小学校対象「親子防災体験」の実施

(ア) 都内公立小学校・義務教育学校（前期課程）・特別支援学校（小学部）の全学年で参加を希望する児童・保護者を対象

(イ) 親子で防災体験施設（防災館等）へ来場し、防災体験等をする「親子防災体験」を実施（防災体験施設に来場した親子には防災体験用品を配布）

(ウ) 児童が体験後、「防災ノート」巻末ページに感想等を記入

(3) 情報サイト及びアプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の活用
の促進（再掲）

児童・生徒が、以下に示す目的等に即して、都教育委員会が作成・開発した情報サイト・アプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」を有効に活用できるようにするため、学校における授業等を通して、周知・啓発を図る。

ア 自分がいじめを受けたとき、いじめを見聞きしたとき、いじめを行ったときなどに、どのように対処すればよいのかを考えるきっかけとする。

イ 自分がいじめを受けたとき、いじめを見聞きしたときなどに、携行しているスマートフォンなどから、24時間いつでも「東京都いじめ相談ホットライン」に相談できるようにする。

(4) SNS等の適正な使い方の啓発強化（再掲）

ア 情報モラルに関する推進校の設置

情報モラル・情報リテラシー教育に関する取組や授業実践を行い、その成果を公開授業等により広く普及・啓発するために設置する。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等から指定する。

イ 親子情報モラル教室の実施

公立小学校150校程度を対象に講師を派遣し、児童とその保護者が一緒に学ぶことを目的とした親子情報モラル教室を実施する。

ウ 学習用補助教材の配布・活用

学校における学習や、学校と家庭が連携して児童・生徒に対し、SNSを適正に使用するための力を育むために、情報モラル教育を推進するための補助教材「SNS東京ノート」を配布し、活用を図る。

10 地域・社会の教育力向上を図る

【施策の必要性】

社会全体で学校教育を支援し、質の高い教育が提供できるようにするため、地域等の外部人材を積極的に活用した教育を推進することが必要である。

また、子供たちの健全育成を推進するために、学校や地域社会がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりが重要である。

主要施策 25 地域等の外部人材を活用した教育の推進

1 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」等の取組の充実

子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組を充実させ、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の教育活動への導入を推進する。

また、学校、家庭、地域・社会が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「地域学校協働本部」の設置・促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させるとともに、ボランティア等地域人材の確保がより促進されるよう、区市町村を支援する。

さらに、地域の教育資源や外部人材の活用により、生徒の社会的自立に必要な力を育む教育をより一層充実させるため、学校と地域が組織的・継続的に連携・協働するためのネットワークを整備する。地域連携推進モデル校を指定し、地域が主体的に学校を支援し、学校が地域に貢献する「地域とともにある学校」を推進する。

◇主要事務事業（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実

ア 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の概要

企業・大学・NPO等の社会的資源が有する専門的教育力を学校内外の教育活動に効果的に導入する仕組みづくりを目的とし、広域的に展開される学校・家庭・地域・社会の協働を進め、教育力の再構築を図るための取組を支援する。

会員団体数：533 団体（平成 29 年 12 月現在）

イ 会員団体が提供する教育プログラムの活用推進

協議会ホームページや広報誌等で、企業やNPO等の会員団体が提供する教育プログラムを紹介するとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現を支援するため、小中学校の教育課程内で活用できる教育プログラムの開発や情報の提供方法を検討し、効果的な活用を推進する。

ウ 統括コーディネーター派遣事業等による区市町村支援

東京都が設置する部活動支援、教科学習支援等の分野別統括コーディネーターの在り方について検討し、統括コーディネーター派遣事業を実施する。

また、「地域学校協働本部」の設置促進と活性化に向けて、区市町村の統括コーディネーターの資質向上のための研修や交流機会の提供等、広域的な視点から区市町村を支援する取組を行う。

(2) 「地域学校協働本部」の設置・促進の充実

ア 地域学校協働活動推進事業の概要

「地域学校協働活動推進事業」は、地域全体で子供たちの学びや成長を支える仕組みである「地域学校協働本部」の設置・促進を通じて、学校支援活動をはじめ、地域と学校が連携・協働し行う地域学校協働活動を支援する取組である。

イ 地域人材の養成・研修

「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」と連携し、「地域学校協働本部」の要となるコーディネーターの養成・研修やコーディネーターのネットワークづくりを支援していく。

平成 29 年度実績 コーディネーター基礎研修 2 回

教育支援コーディネーター・フォーラム 1 回

ウ 情報提供の充実

各地区の特色的な実践事例等を収集し、啓発資料や広報誌等を活用した情報提供を行い、区市町村における「地域学校協働活動推進事業」の推進を支援する。

平成 29 年度実績 事業実施地区数（交付決定数） 29 区市町 1029 校

(3) 「地域連携推進モデル校」の指定

モデル校を 3 校指定し、地域の教育資源や外部人材の活用により、生徒の社会的自立に必要な力を育む教育をより一層充実させるため、学校と地域が組織的・継続的に連携・協働するためのネットワークを整備する。

主要施策 26 学校と地域社会が連携した教育活動の充実

1 小・中学校における取組の推進（再掲）

区市町村が実施する、子供たちの安全・安心な居場所である「放課後子供教室」における体験・学習活動の取組を支援するため、コーディネーター等の研修実施や活動事例の情報収集・提供を行う。これらを通じて、地域の人材を活用した学習習慣を身に付けるための学習支援などの活動プログラムの充実を図る。

また、中学生等を対象として、学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とする「地域未来塾」に取り組む区市町村を支援し、子供たちへの学習支援の機会を充実させる。さらに、モデル地区を指定して中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施する。

◇主要事務事業（地域教育支援部）

(1) 「放課後子供教室」の促進（再掲）

区市町村が実施する、子供たちの安全・安心な居場所である「放課後子供教室」における体験・学習活動等の充実に向けた支援を行う。

ア 研修機会の充実

「放課後子供教室」の運営の中核を担うコーディネーターをはじめ、教育活動サポーターやボランティア等を対象に、「地域人材の発掘・活用、子供の発達障害理解」など教室運営や子供への関わり方等をテーマとした研修機会の充実を図るなど、区市町村を支援していく。

なお、平成 29 年度は研修を 7 回実施した。

イ 情報提供の充実

学習・スポーツ・文化活動や地域住民との交流活動、学童クラブとの連携、地域人材の活用など多様な「放課後子供教室」の活用事例や、実態調査等によりまとめた「放課後子供教室」の実施状況や課題等について、放課後子供教室担当者連絡会議や都教育委員会ホームページ等を活用して情報を提供し、区市町村における「放課後子供教室」の推進を図る。

平成 29 年度は 55 区市町村 1, 186 小学校区、都立特別支援学校 11 教室で実施した。

ウ 活動プログラムの充実

次代を担う人材を育成するため、学力や体力向上等の取組を含めた、年 12 回以上の継続的・体系的な活動プログラムを実施する際に、活動プログラムを中心となって行う教育活動推進員の謝金を都独自に上乘せした補助を行う。こうした取組を通じて活動内容の充実を図る区市町村を支援していく。

(2) 「地域未来塾」の促進（再掲）

ア 実施地区の拡充

関係課長会や担当者会など様々な場を通じて、事業の目的や成果について働き掛けを行うなど、区市町村における「地域未来塾」の推進を図っていく。

【平成 29 年度】 事業実施地区数 21 区市町村、事業担当者会 3 回

イ 情報提供の充実

各地区の特色的な実践事例等を収集し、広報誌等を活用した情報提供を行う。

また、多様な運営方法や効果的な運営方法の好事例についてまとめ、「(仮) 運営マニュアル」を作成し提供することで、区市町村における放課後等の学習支援の充実を図る。

(3) 「スタディ・アシスト事業」の実施（再掲）

ア モデル実施

「地域未来塾」実施地区において、学習塾講師等の外部人材を活用し、中学生の進学を目的とした放課後等の学習支援をモデル実施する。

イ モデル実施の検証

進学を目的とした学習支援の効果や効果的な運営方法等について検証する。

2 高等学校における取組の推進（再掲）

外部人材等を活用した「校内寺子屋」を都立高校 30 校で実施し、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対し、学び直し学習や自習を支援する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 「校内寺子屋」の推進（再掲）

ア 平成 30 年度に指定される都立高等学校 30 校の生徒個々の状況に応じた学力向上の支援

イ 外部人材による学習支援体制の構築及び管理

放課後及び長期休業日等に、外部人材を活用し、年間 120 回の学習支援を実施する。

ウ 基礎学力の定着状況の把握

(ア) 義務教育段階の基礎学力の定着状況を把握し、対象生徒を決定するための学力調査を実施する。

(イ) 対象生徒の基礎学力の定着状況を把握するため、定期的に学力調査等を実施する。

＜取組の方向 10 におけるその他の事務事業＞

1 体験活動の充実（地域教育支援部）

東京スポーツ文化館（区部ユース・プラザ）及び高尾の森わくわくビレッジ（多摩地域ユース・プラザ）において、各施設の利用サービスの提供、それぞれの施設の特徴を生かしたユース・スクエア事業、社会教育事業や文化・スポーツ教室を実施し、広く都民に文化・学習活動やスポーツ活動の機会と場を提供する。両施設とも管理・運営業務をPFI方式により行っており、東京スポーツ文化館は、PFI区部ユース・プラザ（株）が、高尾の森わくわくビレッジは京王ユース・プラザ（株）がそれぞれ受託している。

(1) 東京スポーツ文化館（区部ユース・プラザ）

【平成 28 年度】（延べ人数）

文化・学習施設及びスポーツ施設の利用者 291,142 名

社会教育事業（都委託事業）参加者 1,156 名

施設を利用したスポーツ教室等の参加者 11,818 名

(2) 高尾の森わくわくビレッジ（多摩地域ユース・プラザ）

【平成 28 年度】（延べ人数）

文化・学習施設、スポーツ施設及び野外活動施設の利用者 258,473 名

社会教育事業（都委託事業）参加者 4,270 名

施設を利用した文化・スポーツ教室等の参加者 690 名

◆ 教育ビジョンに掲げる主要施策に関連する事務事業

1 都立図書館の運営（地域教育支援部）

(1) サービスの一層の充実

ア オリピック・パラリンピック関連情報の多面的展開

首都東京の広域的・総合的情報拠点として都民の調査研究を支援するこれまでの事業に加え、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取組を推進する。平成28年12月、中央図書館1階に、「オリンピック・パラリンピックコーナー」「伝統・文化コーナー」「Books on Japan（日本に関する洋書コーナー）」の三つの展示で構成される新たな展示コーナーを設けた。これらの資料・情報を核として、講演会・セミナー等関連イベントの実施、Webコンテンツ作成、学校支援サービスへの活用など、多様な方法でサービスを展開する。多摩図書館では、こどものへや、青少年エリアでオリンピック・パラリンピック教育を支援するためのミニ展示を行う。

また、中央図書館では引き続き、外国語資料や各国情報の一層の充実を図り、多摩図書館では閲覧フロアの外国語雑誌の配架の工夫、観光情報コーナーでの情報提供を行うなど、外国人を含むより多くの利用者に活用される取組を実施する。

さらに、電子書籍では、海外の児童書や多読に適した英語のコンテンツを増やし、利用の活性化を図る。

【平成28年度】

- ・所蔵数（平成28年度末） 図書 2,536,959冊、雑誌 25,463種、新聞 1,363種
- ・都立図書館2館のレファレンス件数 64,996件
- ・中央図書館の企画展示 6回 講演会・セミナー 5件
- ・オンラインデータベースの無料提供 33種類
- ・電子書籍の提供 1,024タイトル

イ 次世代を育成する学校教育への支援

都内の学校に対して行っている児童・生徒の読書や学習活動、教職員の授業研究及び学校図書館運営等への支援事業を引き続き実施する。また、各学校における「オリンピック・パラリンピック教育」の事業を、資料・情報面で支援する取組を推進する。

【平成28年度】

- ・学校からのレファレンスや読書相談 86件
- ・都立特別支援学校等14校との連携事業（出張おはなし会等）
- ・職場体験受入 中学校 4校、10名
- ・生徒と図書館をつなぐ取組 17校、36名

ウ 都政における施策推進への支援

オリンピック・パラリンピックの開催に向けて加速する都庁各部局での施策推進を、

都立図書館の資源を最大限に活用して支援する。

【平成 28 年度】政策立案支援サービス

- ・レファレンス 2,231 件、資料の貸出 980 冊、複写枚数 6,795 枚

エ 利用拡大に向けた戦略的広報

都立図書館の存在やサービスの知名度を上げて来館を促すとともに、来館者に所蔵資料の魅力を伝え十分に資料を活用してもらうため、広報に関する取組を更に強化する。館外において開催されるイベントへの出展や、平成 30 年 3 月にリニューアルしたホームページ、ソーシャルメディア（twitter 及び facebook）等の活用により、都立図書館のサービスや事業の周知を図る。

また、ホームページやデジタルサイネージなど各種広報媒体での多言語による発信を推進する。

【平成 28 年度】

- ・都立図書館ホームページトップページアクセス数 960,784 件

オ 誰もが快適に利用できる図書館環境の構築

都立図書館を快適に利用してもらうため、施設・設備の不具合を解消し、既存什器の有効活用等により閲覧環境を整備する。

また、中央図書館においては施設の老朽化に伴い、建物等の劣化診断調査等の結果を踏まえ、計画的に施設整備を行っていく。

カ 多摩図書館のサービス充実

(ア) 東京マガジンバンクサービスの拡充

公立図書館として最大規模となる約 17,000 誌の所蔵雑誌のうち継続発行誌約 6,000 誌（うち、約 400 誌は外国語雑誌）の最新 1 年分を自由な閲覧に供し、開架閲覧サービスの充実を図る。また、幅広い分野の雑誌を生かし、セミナーや講演会、企画展示等を定期的・継続的に開催する「東京マガジンバンクカレッジ」の取組により、雑誌の魅力と有用性を広く情報発信するとともに、都民の知的創造と交流の拠点を目指す。

【平成 28 年度】

- ・移転オープン記念展示「雑誌と絵本で世界を知る」
- ・東京マガジンバンクカレッジキックオフ記念講演会「雑誌の過去・現在・未来」
- ・東京マガジンバンクカレッジ「雑誌解体！～ポピュラー文化とメディア変容～」

(イ) 児童・青少年資料サービスの推進

数多くの児童書及び青少年向け資料、児童書や子供の読書に関する研究書等により、子供や子供の読書活動に関わる大人へのサービスを提供している。講師派遣、選書支援等の学校支援事業、区市町村立図書館職員対象の「子供の読書に関する講座」を実施し、拡充した選書コーナー等も活用し、都内の児童・青少年サービスのセンター的役割を担いつつ、児童・青少年の読書活動の推進を図る。

【平成 28 年度】

- ・移転オープン記念イベント「はじめてのたまとしょかん」（小学生対象のバックヤードツアーとおはなし会）
 - ・移転オープン記念講演会
 - 「本の力・子供の力“心の豊かさって何だろう？”」（大人対象）
 - 「外国のともだちを知ろう～ネパールの子どもたち～」（小学生対象）
- (2) 都の行政施策及び都立図書館協議会提言に基づく事業の実施
- ア 第27期都立図書館協議会提言に基づく事業の実施
- 「世界都市・東京を支える情報センターを目指して－2020年とその先に向けた提言－」（平成29年2月）に基づき、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運を高めるとともに、都民の活動や東京の発展を情報面で持続的に支えていく取組を推進する。
- イ 「第三次東京都子供読書活動推進計画」の推進
- 「第三次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、子供の読書活動の一層の推進を図る。教職員対象の研修への講師派遣や、子供が外国語の本や外国語への興味・関心を高めること及び外国語を母語とする子供の読書を支援するため、英語多読棚の資料を活用した学校支援事業、外国語図書の展示・紹介等を行う。
- (3) 区市町村立図書館との連携・協力
- ア 東京都全体の図書館サービスの向上を目指し、東京都図書館研究交流会や職員研修等により、区市町村立図書館への支援と連携・協力を継続実施する。
- 【平成28年度】
- ・東京都図書館研究交流会 5回
 - ・区市町村立図書館職員等に対するレファレンス研修などの専門研修 延べ12回
- イ 統合検索システムやホームページの機能を活用し、引き続き区市町村立図書館間の相互貸借の促進を図る。
- 【平成28年度】
- ・都内区市町村立図書館への貸出協力 図書 61,081冊、雑誌 2,775冊、計 63,856冊

2 子供の読書活動の推進（地域教育支援部）

平成27年2月に策定した「第三次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、不読率の更なる改善、読書の質の向上及び読書環境の整備に向けた取組を行う。

- (1) 成長段階に合わせた取組
- ア 乳幼児の読書活動の推進
 - イ 小・中学生の読書活動の推進
 - ウ 高校生等の読書活動の推進
 - エ 特別な支援を必要とする児童・生徒の読書活動の推進

- (2) 読書活動推進の基盤づくり
 - ア 読書活動推進状況等の調査
 - イ 読書活動を支える人材の育成
- (3) オリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の充実
 - ア 学校におけるオリンピック・パラリンピック教育を通じた調べ学習の充実
 - イ オリンピック・パラリンピック関連資料の紹介（都立図書館）

3 東京都教育の日（地域教育支援部）

都民の教育に対する関心を高め、時代を担う子供たちの教育に関する取組を都民全体で推進し、都における教育の充実と発展を図るため、平成 16 年 2 月、毎年 11 月の第一土曜日（平成 30 年度は 11 月 3 日）を「東京都教育の日」と定めた。

「東京都教育の日」当日には、毎年定めるテーマによる記念行事を実施するとともに、10 月から 11 月までの間を推進期間とし、「東京都教育の日」の趣旨にのっとった事業を、都内の学校や都庁各局等において実施している。

4 文化財保護管理等（地域教育支援部）

都教育委員会は、区市町村教育委員会、文化財の所有者、都民等の協力を得て文化財保護行政のより一層の充実に努めるとともに、文化財の公開・活用を図ることにより、文化財保護思想の普及に努めている。

(1) 文化財の保護

ア 文化財保護審議会

東京に伝わる有形・無形の文化財の保護に努めるとともに、文化財の公開・活用を推進するため、教育委員会の諮問に応じて文化財の指定、保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

（平成 29 年 9 月 15 日現在 都指定文化財総数 818 件）

(ア) 平成 29 年度東京都指定文化財として諮問したもの等

a 新たに指定するもの

- (a) 東京都指定有形文化財（建造物） 旧粕谷家住宅
- (b) 東京都指定有形民俗文化財 熊川の南稻荷講膳椀及び膳椀倉
- (c) 東京都指定史跡 狐塚古墳（下布田 6 号墳）

イ 文化財調査活動

都内に遺存する文化財の現状を把握するとともに、急激な開発事業の進行と生産様式・生活様式の変化に直面している文化財及び伝統的技術の現存状況の実態を調査し、保護計画立案の資料とする。平成 24 年度から平成 28 年度までで、東京都に所在する近代化遺産（建造物等）について、歴史的沿革、建築技術・技法に関する調査を悉皆

的に実施する「東京都近代化遺産総合調査」を行った。

ウ 文化財の保存助成

国指定及び都指定文化財を良好な状態において保存し後世に伝えるために、文化財の解体復原修理、破損修理、無形文化財の保存・伝承に関する事業など、多額の経費を要するものに対して、補助・助成する。

【平成 28 年度】 国指定文化財 58 件、都指定文化財 47 件の助成を実施

エ 文化財の保護管理

文化財保護法及び東京都文化財保護条例に基づき、都教育委員会が管理団体となっている文化財の管理を行うほか、指定文化財の所有者又は管理者に対して、管理公開謝礼を支払う。

【平成 28 年度】 204 件

オ 文化財保護思想の普及

文化財に対する保護の必要性や重要性を広く都民に周知するため、文化財保護思想の普及充実を図る。「文化財の保護」、「東京の文化財」等の啓発資料の作成及び配布、文化財記録映画作成を行う。また、都民俗芸能大会や日本伝統工芸展の共催など文化財関係事業の共催・後援事業を行う。

カ 東京文化財ウィーク

文化財ウィークは、平成 29 年度で 20 回目となり、都民の方々への文化財情報の周知やウィークへの参加を推進してきた。

平成 24 年度から文化財の紹介と文化財をより身近なものと感じてもらうため、文化財を巡るコースを設定し、テーマを決め、パンフレットを作成・配布した。

平成 29 年度の都内全域での文化財の公開は、224 か所 489 件、また、10 月から 11 月までの 2 か月間に文化財に関わる事業の展開は 264 事業となった。

キ 銃砲刀剣類の登録

都民の所持する美術品又は骨董品として価値のある火縄式銃砲等古式銃砲及び美術品として価値のある刀剣類の登録を行う。

【平成 28 年度】 新規登録数 1,864 件

ク 博物館の登録等

教育及び文化の発展に寄与することを目的とした都内に所在する博物館について、博物館法に基づき登録、登録事項の変更及び登録の抹消を行う。また、博物館建設計画等について、その求めに応じて、設置及び運営に関する専門的、技術的指導及び助言を行う。

【平成 28 年度】 登録博物館の指定 1 件